

I 働く女性の状況

1 概況

平成13年の女性労働力人口は2,760万人、前年に比べ7万人の増（0.3%増）となり、前年まで2年連続で減少していたものが再び増加し、平成9年の水準と同じになった。また、男性は3,992万人で前年に比べ22万人の減（0.5%減）と、平成10年より4年連続の減少が続いている。この結果、労働力人口総数に占める女性の割合は40.9%となり、前年より0.2%ポイント上昇した。

女性の労働力人口は増加したものの、女性の15歳以上人口も5,613万人と前年に比べ0.5%増加したため、女性の労働力率（労働力人口／15歳以上人口）は、49.2%と前年より0.1%ポイント低下し、3年連続で労働力率が50%を割った。

女性の雇用者数は2,168万人で前年に比べ28万人増加（1.3%増）したが、男性は3,201万人と、前年に比べ15万人減（0.5%減）であったため、雇用者総数に占める女性の割合は、前年より0.4%ポイント増加し、前年に続き4割を超え、40.4%となった。

女性雇用者中の正規の職員・従業員の比率は52.2%（前年53.6%）となり、1.4%ポイント低下した。

産業別には、サービス業、卸売・小売業、飲食店で女性雇用者の増加が、製造業、建設業、金融・保険業で減少がみられた。

職業別には、販売従事者、専門的・技術的職業従事者、労務作業で女性雇用者の増加が、製造・製作・機械運転及び建設作業者が減少した。

女性の完全失業者数は131万人（前年差8万人増）、完全失業率は4.7%（前年比0.2%ポイント増）といずれも過去最高であった。

平成12年における女性の一般労働者のきまって支給する現金給与額は、23万5,100円（前年比1.9%増）となった。

平成12年の規模5人以上事業所における女性常用労働者の1人平均月間総実労働時間は136.4時間（前年差0.5時間増）、うち所定内労働時間は131.5時間（前年差0.3時間増）であった。

I 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(1) 労働力人口

1)女性の労働力人口は減少傾向から、増加に転じた

総務省統計局「労働力調査」によると、平成13年の女性の労働力人口（就業者＋完全失業者）は2,760万人で、前年に比べ7万人、0.3%の増となり、平成11年から減少していた労働力人口は増加に転じ、平成9年の水準と同じとなった。労働力人口のうち、完全失業者は131万人と、前年と比べて8万人増加し、過去最高となった。なお、就業者は前年と同じく2,629万人であった。

男性の労働力人口は3,992万人で、前年に比べ22万人（前年比0.5%減）と、大きく減少した。平成10年より4年連続の減少が続いているので、労働力人口総数に占める女性の割合は、40.9%となり前年より0.2%ポイント増加した（付表1）。

2)女性の労働力率は平成9年以降引き続き低下

平成13年の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、前年に比べ0.1%ポイント低下して49.2%となり、平成9年以降引き続き低下している。男性の労働力率も前年より0.7%ポイント低下し、75.7%となった（付表1）。

なお、女性の15歳～59歳人口は3,893万人（前年差22万人減）、労働力人口は2,421万人（前年差9万人増）であり、労働力率は62.2%と、前年（61.6%）に比べ0.6%ポイントの上昇となった。男性の15歳～59歳層の労働力率は86.3%と、前年（86.4%）に比べ0.1%ポイント低下した（付表2）。

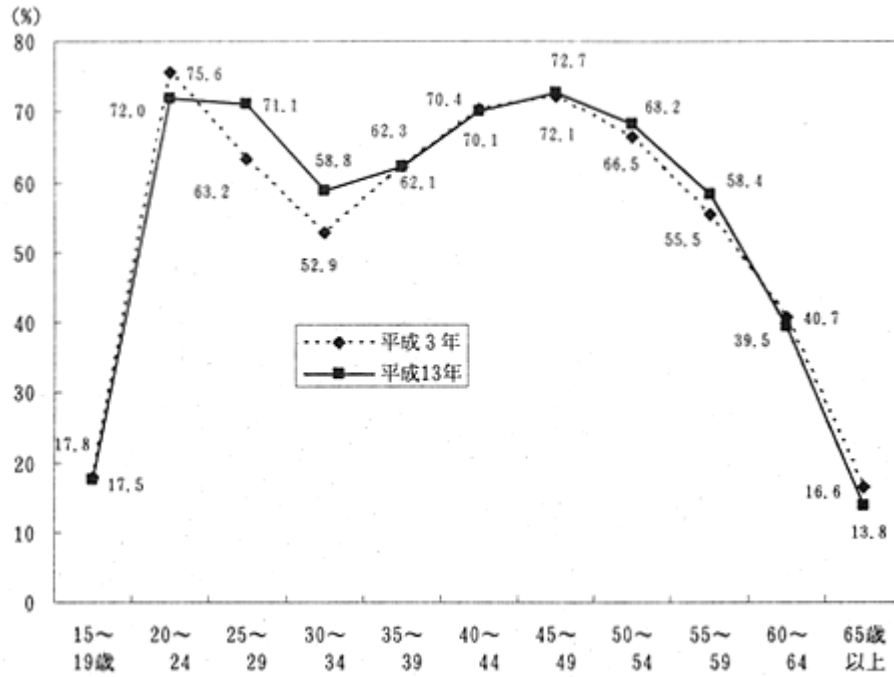
3)ボトムが上昇した女性のM字型カーブ

女性の労働力率を年齢階級別にみると、20～24歳層（72.0%）と45～49歳層（72.7%）を左右のピークとし、30～34歳層（58.8%）をボトムとするM字型カーブを描いている。

これを10年前（平成3年）と比べると、25～29歳層では7.9%ポイントと大きく上昇するとともに、M字型のボトムである30～34歳層でも5.9%ポイント上昇し、M字型のボトムがさらに浅くM字がなだらかになっているのが特徴的である（第1-1図、付表2）。

第1-1図 女性の年齢階級別労働力率

第1-1図 女性の年齢階級別労働力率



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

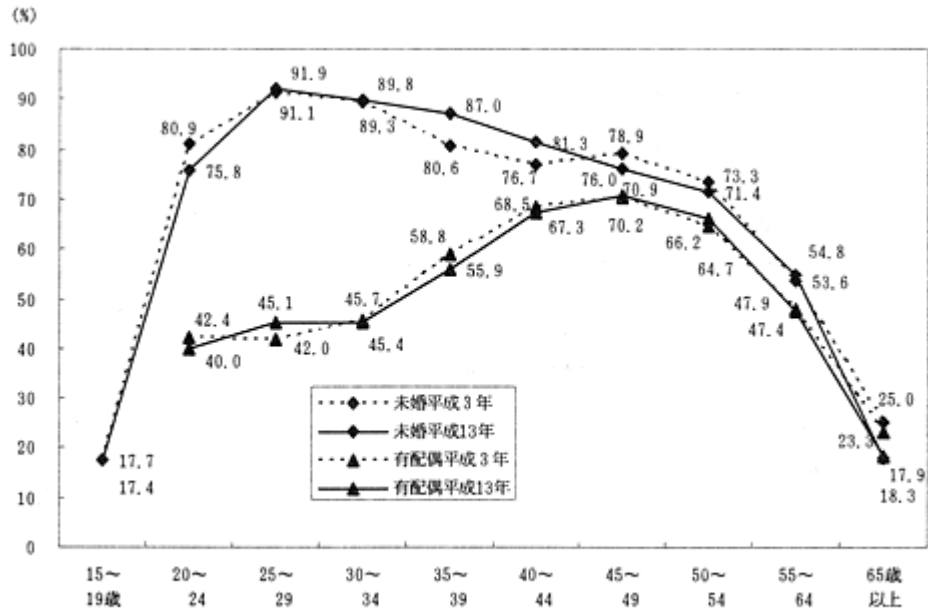
4)有配偶者の労働力率は低下傾向が続く

配偶関係別に女性の労働力率をみると、未婚では62.5%、有配偶では49.5%、死別・離別では30.5%となっている。未婚では労働力率は長期的に上昇傾向にあり、平成13年には前年より0.3%ポイント上昇した。上昇が続いていた有配偶では、平成3年（53.2%）を境に低下傾向を示しており、前年に引き続き低下（前年差0.2%ポイント減）した（付表3）。

年齢階級別にみた未婚者の労働力率を10年前（平成3年）と比較すると、35～39歳層で労働力率が大きく上昇しており、さらに40～44歳層でも上昇し、近年の状況をみてもこの層が未婚の女性労働力率を押し上げている。一方、有配偶では、30～34歳層、35～39歳層で労働力率が低下し、25～29歳層、50～54歳層等で労働力率が上昇している（第1-2図、付表4）。

第1-2図 配偶関係、年齢階級別労働力率の推移（女性）

第1-2図 配偶関係、年齢階級別労働力率の推移（女性）



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

5)増加が続く非労働力人口

平成13年には平成4年から増加し続けている女性の非労働力人口は2,848万人となり、前年と比べ24万人増加（前年比0.8%増）した。前年に比べ、家事専門者は11万人増加（前年比0.6%増）、通学者は9万人減少（同2.4%減）、その他は21万人増加（同3.0%増）であった（付表6）。

非労働力人口を主な活動状態別にみると、家事専門者は1,750万人（非労働力人口に占める割合61.4%）、通学者は372万人（同13.1%）、その他は726万人（同25.5%）となっている。

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

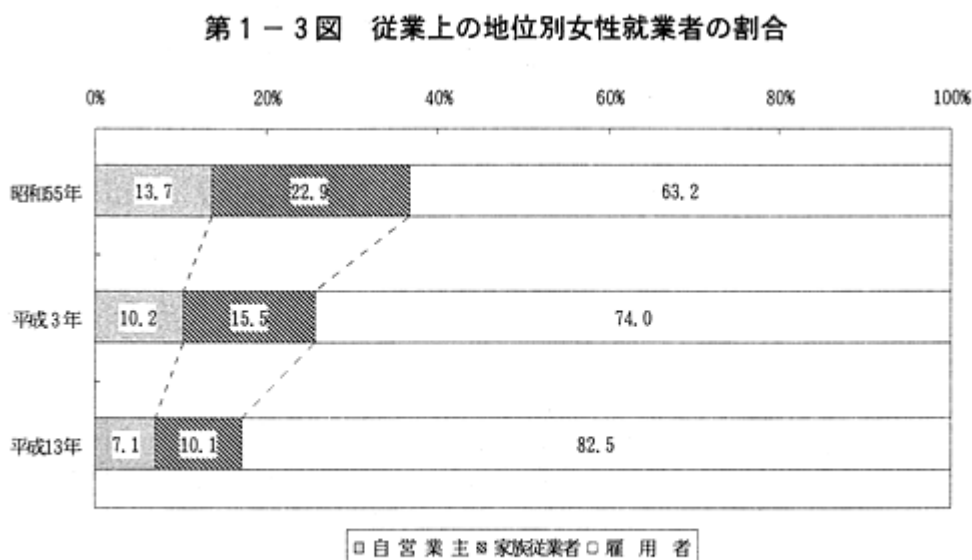
(2) 就業者—女性の就業者数は横ばい—

総務省統計局「労働力調査」によると、平成13年の女性の就業者数は2,629万人で前年と同数であった。

男性の就業者数は、3,783万人となり、前年と比べて34万人減少（0.9%減）しており、平成9年より減少が続いている。

女性の就業者を従業上の地位別にみると、雇用者が2,168万人（女性の就業者総数に占める割合は82.5%）、家族従業者が265万人（同10.1%）、自営業主が187万人（同7.1%）であった。雇用者は、平成12年に続き2年連続で増加し、前年に比べ28万人（前年比1.3%増）増加した。自営業主は平成11年から3年連続で減少し、前年に比べ17万人（前年比8.3%減）減少した。家族従業者も減少傾向（13万人減、同4.7%減）となっている。この結果、就業者に占める雇用者数の割合は引き続き上昇している（付表7、8、第1-3図）。

第1-3図 従業上の地位別女性就業者の割合



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

I 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(3) 雇用者

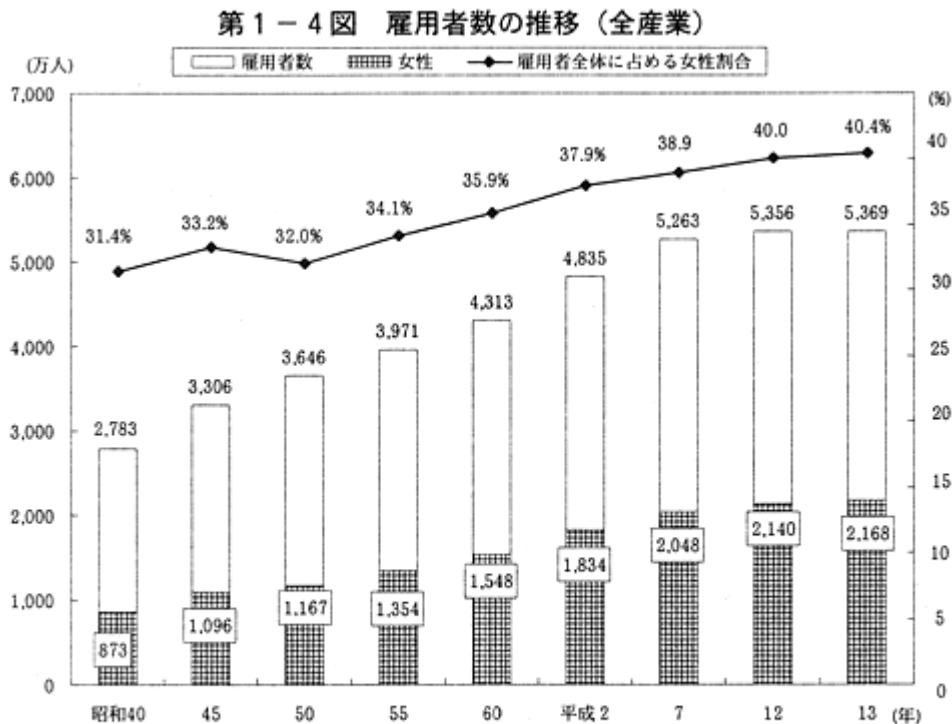
1)雇用者総数に占める女性の割合はさらに上昇

総務省統計局「労働力調査」によると、平成13年の女性雇用者数は2,168万人となり、前年に比べ28万人増加（前年比1.3%増）し、2年連続の増加となった。男性の雇用者数は3,201万人で前年より15万人の減少（前年比0.5%減）であったので、雇用者総数に占める女性の割合は初めて4割となった前年からさらに0.4%ポイント上昇し、40.4%になった（第1-4図）。

なお、非農林業の女性雇用者のうち週間就業時間が35時間以上の者は前年に比べ52万人減少し1,280万人となり、35時間未満の者は前年に比べ75万人増加し829万人となった。

また、非農林業の男性雇用者のうち週間就業時間が35時間以上の者は前年に比べ97万人減少し2,764万人となり、35時間未満の者は前年に比べ78万人増加し376万人となった。

第1-4図 雇用者数の推移（全産業）



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

2) 上昇の続く25～29歳層、30～34歳層の構成比

平成13年の女性雇用者数を年齢階級別にみると、最も多いのは25～29歳層で305万人（女性雇用者総数に占める割合14.1%）で、次いで50～54歳層の291万人（同13.4%）となっている（付表11）。

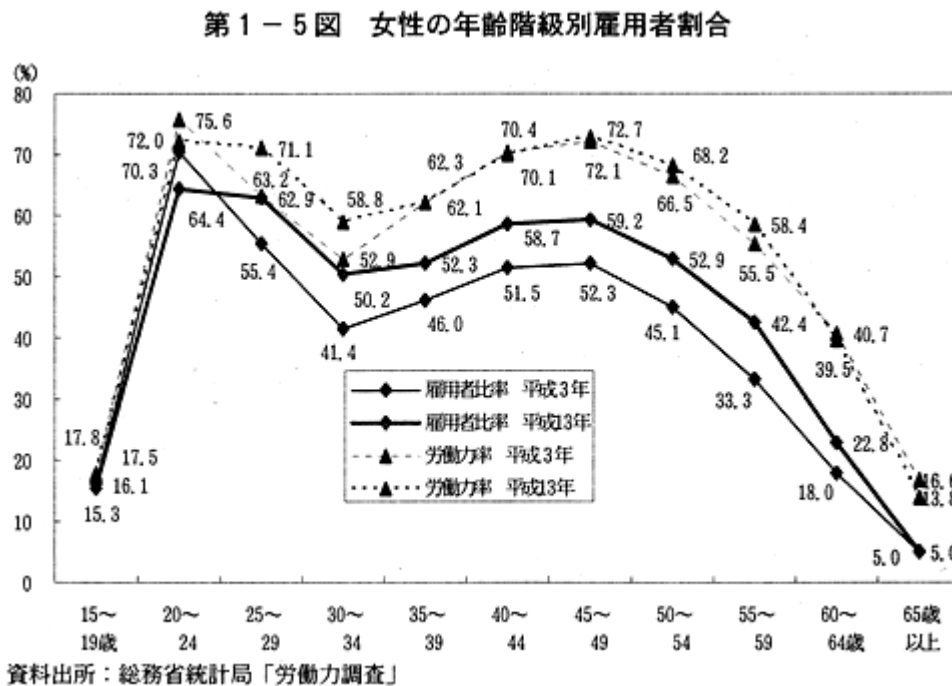
25～29歳層の割合は、昭和60年（10.8%）以降上昇傾向にあるが、20～24歳層は逆に低下傾向にある。

また、30～34歳層も平成13年の割合は10.5%であるが、平成4年（8.2%）より一貫して上昇傾向にある。

一方、男性雇用者数を年齢階級別にみると、最も多いのは25～29歳層で427万人（男性雇用者総数に占める割合13.3%）で、次いで50～54歳層の421万人（同13.2%）となっている（付表11）。

なお、女性の当該年齢人口に占める雇用者の割合を年齢階級別にみると、労働力率のM字型曲線に似た曲線を描いているが、若年層ほど労働力率との差が小さく、中高年層では大きくなっている。10年前と比較すると24歳以下の若年層での低下を除いて、概ね、どの年齢階級においても雇用者の割合は上昇している（第1-5図）。

第1-5図 女性の年齢階級別雇用者割合



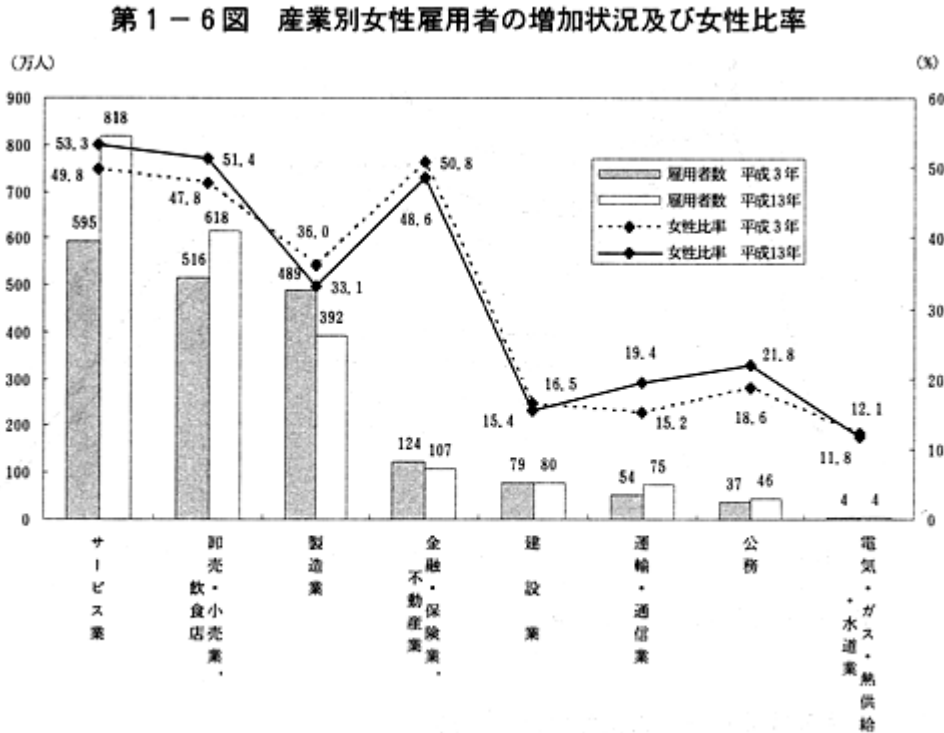
3) 雇用者数はサービス業が大きく増加

平成13年の女性の雇用者数を産業別にみると、サービス業が818万人（女性雇用者総数に占める割合37.7%）と最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店が618万人（同28.5%）、製造業が392万人（同18.1%）となっており、これら3業種で女性雇用者の84.3%を占めている。

前年と比較すると、サービス業が35万人増加（前年比4.5%増）しており、次いで卸売・小売業、飲食店が7万人の増加（同1.1%増）となっている。製造業は前年より10万人減少（同2.5%減）し、9年連続の減少となったほか、建設業で2万人減少（同2.4%減）、金融・保険業、不動産業で2万人減少（同1.8%減）となった。

産業別に女性比率（雇用者総数に占める女性の割合）をみると、サービス業で53.3%、卸売・小売業、飲食店で51.4%、金融・保険業、不動産業で48.6%となっている。10年前と比較すると、製造業で2.9%ポイント、金融・保険業、不動産業で2.2%ポイント低下し、運輸・通信業で4.2%ポイント、卸売・小売業、飲食店で3.6%ポイント、サービス業で3.5%ポイント、公務で3.2%ポイント上昇をしている（第1-6図、付表12、13）。

第1-6図 産業別女性雇用者の増加状況及び女性比率



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

4)販売従事者で大幅増加—過去最高の283万人—

平成13年の女性雇用者数を職業別にみると、事務従事者が716万人（女性雇用者総数に占める割合33.0%）と最も多く、次いで、専門的・技術的職業従事者が355万人（同16.4%）、製造・製作・機械運転及び建設作業者が317万人（同14.6%）、保安・サービス職業従事者が307万人（同14.2%）、販売従事者が283万人（同13.1%）となっている。前年に比べ、製造・製作・機械運転及び建設作業者が17万人減と大きく減少（前年比5.1%減）した。販売従事者は27万人の増加（同10.5%増）、専門的・技術的職業従事者で13万人の増加（同3.8%増）、労務作業で2万人増加（同1.4%増）など、その他の職業では増加している。しかしながら、女性雇用者総数に占める事務従事者の割合は平成11年から低下しており、製造・製作・機械運転及び建設作業者の割合は、昭和61年から低下が続いている（付表14）。

5)100～499人規模で女性雇用者数が増加

平成13年の非農林業女性雇用者数を企業規模別にみると、1～29人規模が748万人（非農林業女性雇用者に占める割合34.8%）、30～99人規模が367万人（同17.1%）、100～499人規模が380万人（同17.7%）、500人以上規模が434万人（同20.2%）となっている。前年と比較すると、100～499人規模で19万人の増加（前年比5.3%増）となった（付表15）。

なお、企業規模100人未満の企業で雇用される女性雇用者の合計の割合でみると、51.8%と過半数を占めているが、平成9年以降わずかつつ低下している。

6)常雇は2年連続増加、臨時雇も増

雇用形態別にみると、常雇（常用雇用）が1,696万人（非農林業女性雇用者総数に占める割合78.8%）、臨時雇が389万人（同18.1%）、日雇が66万人（同3.1%）となっている。常雇は16万人の増加（前年比1.0%増）となった。

また、臨時雇は10万人（前年比2.6%増）と引き続き大幅な増加（平成12年、21万人増）となっている（付表16）。

総務省統計局「労働力調査特別調査」から、雇用者中の正規の職員・従業員の割合をみると、男女とも低下傾向にあるが、とりわけ女性での低下が著しく、平成13年では女性は52.2%と、前年に比べ1.4%ポイント低下（男性は87.5%、前年差0.8%ポイント減）している（付表17）。

7)有配偶者比率が低下

平成13年の非農林業女性雇用者数を配偶関係別にみると、有配偶者は1,220万人（非農林業女性雇用者総数に占める割合56.7%）、未婚者は714万人（同33.2%）、死別・離別者は214万人（同9.9%）であった。有配偶者の割合は、昭和60年（59.2%）以降低下傾向がみられ、平成10年より横ばいとなっていたが、再度低下に転じた（付表17）。

8)高学歴化が進む女性労働者

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（企業規模10人以上）により平成12年6月における女性労働者（パートタイム労働者を除く）の学歴別構成比をみると、女性の短大、大学への進学率の高まりを反映して中卒が8.2%、高卒が51.0%、高専・短大卒が29.0%、大卒が11.7%となっており、前年に比べ高専・短大卒、大卒の割合が高まり、中卒、高卒の割合が低くなっている（付表21）。

学歴別に産業別の構成比をみると、中卒及び高卒では、製造業に従事する者の割合がそれぞれ55.4%、33.4%と最も高く、高専・短大卒及び大卒ではサービス業の割合がそれぞれ53.6%、43.6%と最も高くなっている。また、学歴別に企業規模別の構成比をみると、学歴が高くなるにつれ規模の大きい企業に雇用される割合が高くなっている（付表22）。

9)平均勤続年数は伸長傾向

「賃金構造基本統計調査」によると、男女とも平均勤続年数は伸長傾向にあり、平成12年の女性労働者の平均勤続年数は8.8年（男性13.3年）で、前年に比べ0.3年（同0.1年）長くなった（付表23）。

女性労働者を勤続年数階級別にみると、勤続10年以上の者の割合は32.7%（前年差1.8%ポイント上昇）であり、20年以上の長期勤続者だけでも11.0%（前年差0.5%ポイント上昇）である。10年前と比較すると、勤続10年以上の者の割合は平成2年の26.5%から着実に上昇（6.2%ポイント）している（第1-1表、第1-7図、付表25）。

なお、平成12年の女性労働者の平均年齢は37.6歳（男性40.8歳）で前年同様であった。10年前と比較すると、1.9歳（同1.3歳）高くなっている（付表23）。

第1-1表 勤続年数10年以上の女性労働者割合

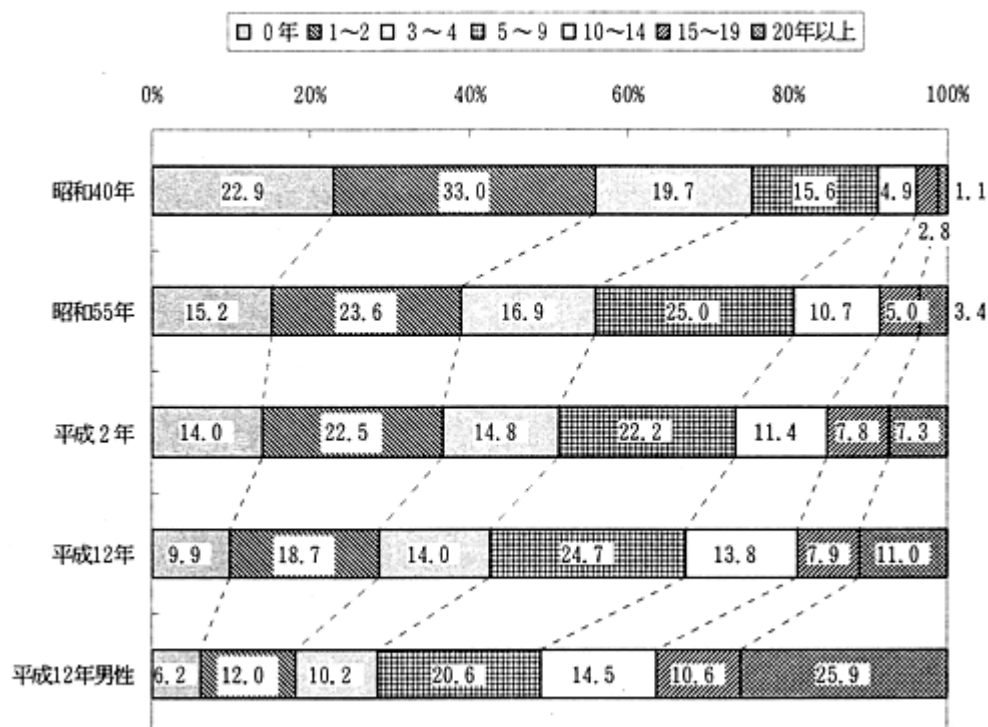
第1-1表 勤続年数10年以上の女性労働者割合

	平成2年	平成11年	平成12年	12年-11年	12年-2年
平均勤続年数(年)	7.3	8.5	8.8	0.3	1.5
勤続10年以上(%)	26.5	30.9	32.7	1.8	6.2
勤続20年以上(%)	7.3	10.5	11.0	0.5	3.7

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

第1-7図 勤続年数階級別女性労働者の構成比の推移

第1-7図 勤続年数階級別女性労働者の構成比の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

1 働く女性の状況

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(4) 完全失業者と女性の失業をめぐる状況

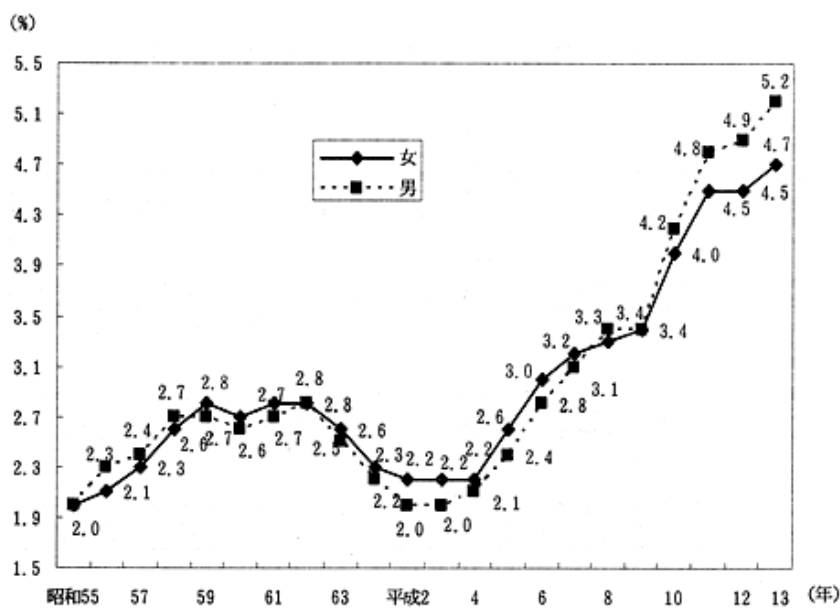
1)完全失業者数、完全失業率ともに過去最高水準が続く

平成13年の女性完全失業者は131万人（前年差8万人増）となり、男性（209万人、前年差13万人増）とともに過去最多となった。平成13年の女性の完全失業率は、4.7%（前年比0.2%ポイント上昇）となり、男性は5.2%（前年比0.3%ポイント上昇）と、男女とも平成12年に引き続き過去最高となった（第1-8図、付表9）。

なお、年齢階級別に男女の完全失業率を比較すると、60～64歳層で男性が女性を5.9%ポイント上回り最も男女間格差が大きくなっているが、30～34歳層では1.7%ポイント、35～39歳層では1.3%ポイント女性が男性を上回っている。これらの層では、あらたに仕事につくために探し始めたことによる失業者の割合が大きく、失業率を押し上げていると推測される（第1-2表、第1-9、10図）。

第1-8図 完全失業率の推移

第1-8図 完全失業率の推移



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

第1-2表 年齢階級別完全失業率

第1-2表 年齢階級別完全失業率

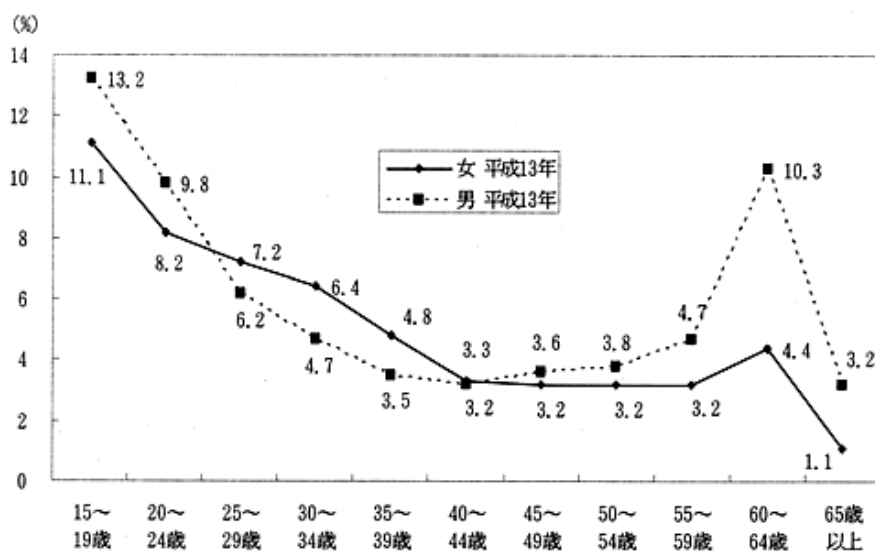
(%)

		計	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
女	平成12年	4.5	9.8	7.5	6.7	6.0	4.1	3.3	3.1	3.1	3.1	4.5	1.1
	平成13年	4.7	11.1	8.2	7.2	6.4	4.8	3.3	3.2	3.2	3.2	4.4	1.1
	前年差	0.2	1.3	0.7	0.5	0.4	0.7	0.0	0.1	0.1	0.1	-0.1	0.0
男	平成12年	4.9	14.1	9.6	5.8	4.2	3.0	2.9	3.2	3.8	4.5	10.4	3.2
	平成13年	5.2	13.2	9.8	6.2	4.7	3.5	3.2	3.6	3.8	4.7	10.3	3.2
	前年差	0.3	-0.9	0.2	0.4	0.5	0.5	0.3	0.4	0.0	0.2	-0.1	0.0
平成13年の男女間格差(女-男)		-0.5	-2.1	-1.6	1.0	1.7	1.3	0.1	-0.4	-0.6	-1.5	-5.9	-2.1
平成12年の男女間格差(女-男)		-0.4	-4.3	-2.1	0.9	1.8	1.1	0.4	-0.1	-0.7	-1.4	-5.9	-2.1
前年差(13年-12年)		-0.1	2.2	0.5	0.1	-0.1	0.2	-0.3	-0.3	0.1	-0.1	0.0	0.0

資料出所：総務省統計局「労働力調査」

第1-9図 年齢階級別完全失業率

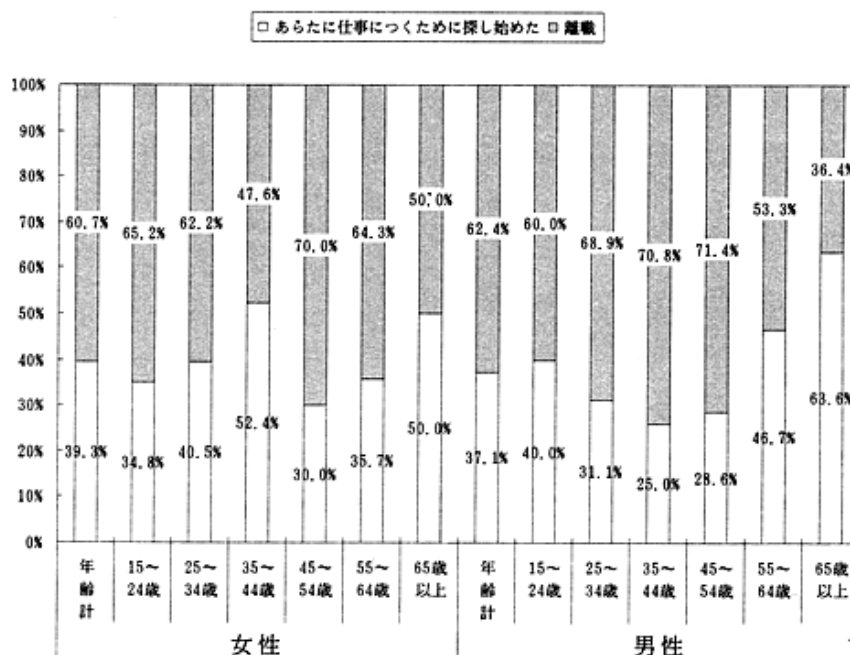
第1-9図 年齢階級別完全失業率



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

第1-10図 年齢階級別失業理由の割合

第1-10図 年齢階級別失業理由の割合



資料出所：総務省統計局「労働力調査特別調査（報告書非掲載分）」（平成13年2月）

2) 「非自発的な離職」を理由とした求職者割合が増加傾向

女性の完全失業者を求職理由別にみると、「自発的な離職による者」（自分又は家族の都合）が55万人（女性の完全失業者数に占める割合42.0%）、「非自発的な離職による者」（人員整理・事業所不振・定年等）が31万人（同23.7%）、「学卒未就職者」が6万人（同4.6%）、「その他の者」（収入を得たい、時間に余裕ができた等の理由で新たに仕事を探し始めた者）が33万人（同25.2%）となっているが、前年と比べると、「自発的な離職による者」は0.3%ポイント低下し、「非自発的な離職による者」は0.1%ポイント上昇したが、前年大きく上昇していた「学卒未就職者」は前年比1.1%ポイントの低下、「その他の者」は横ばいとなった（付表10）。

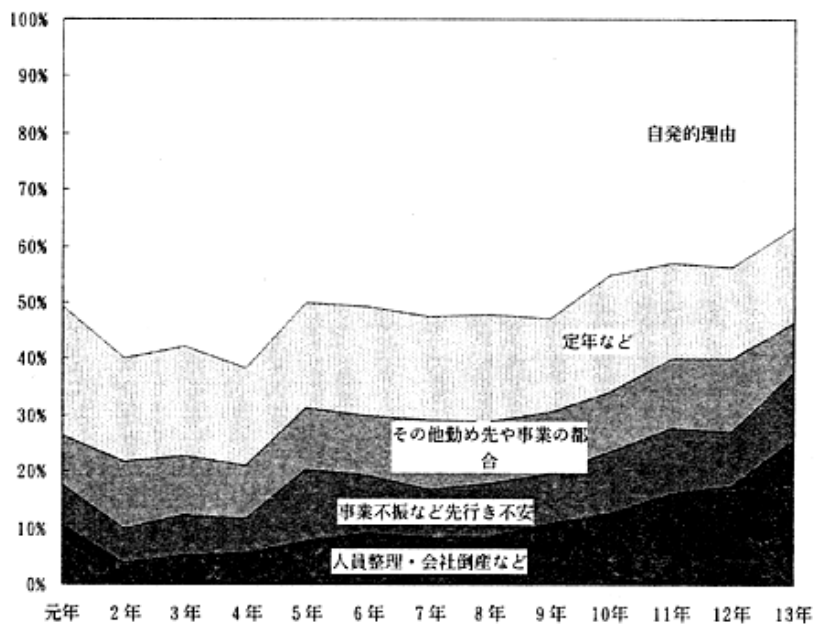
さらに、離職失業者（求職理由が離職である失業者）の離職理由を見ると、平成12年から13年にかけて「非自発的な離職」のうち男女ともに「人員整理・会社倒産」を理由とする者が大きく上昇している。（第1-11図）

また、年齢階級別にみると、年齢が高くなるほど非自発的な離職による失業者の割合が増加しているが、若年層では自発的な離職によるもの、学卒未就職による割合が大きくなっている（第1-12図）。

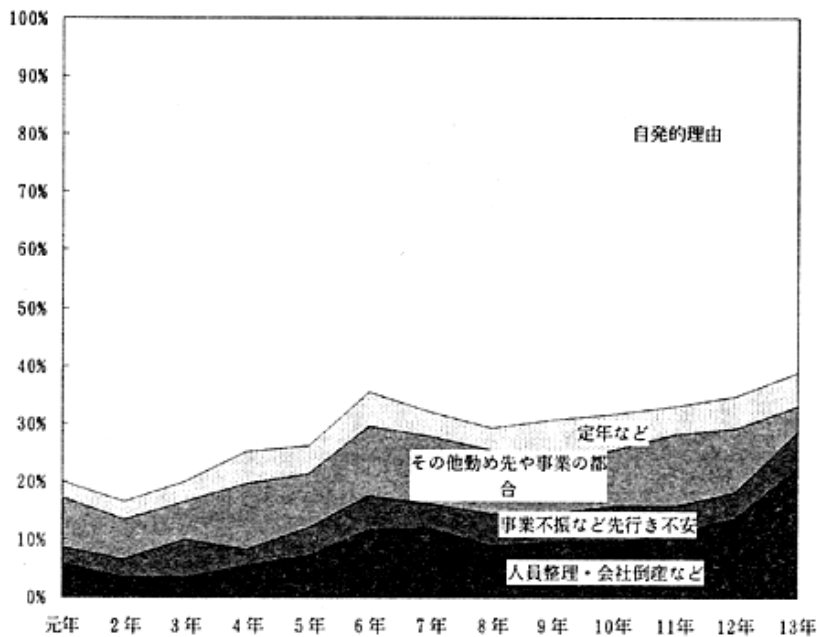
第1-11図 前職の離職理由別失業者割合

第1-11図 前職の離職理由別失業者割合

(男性)



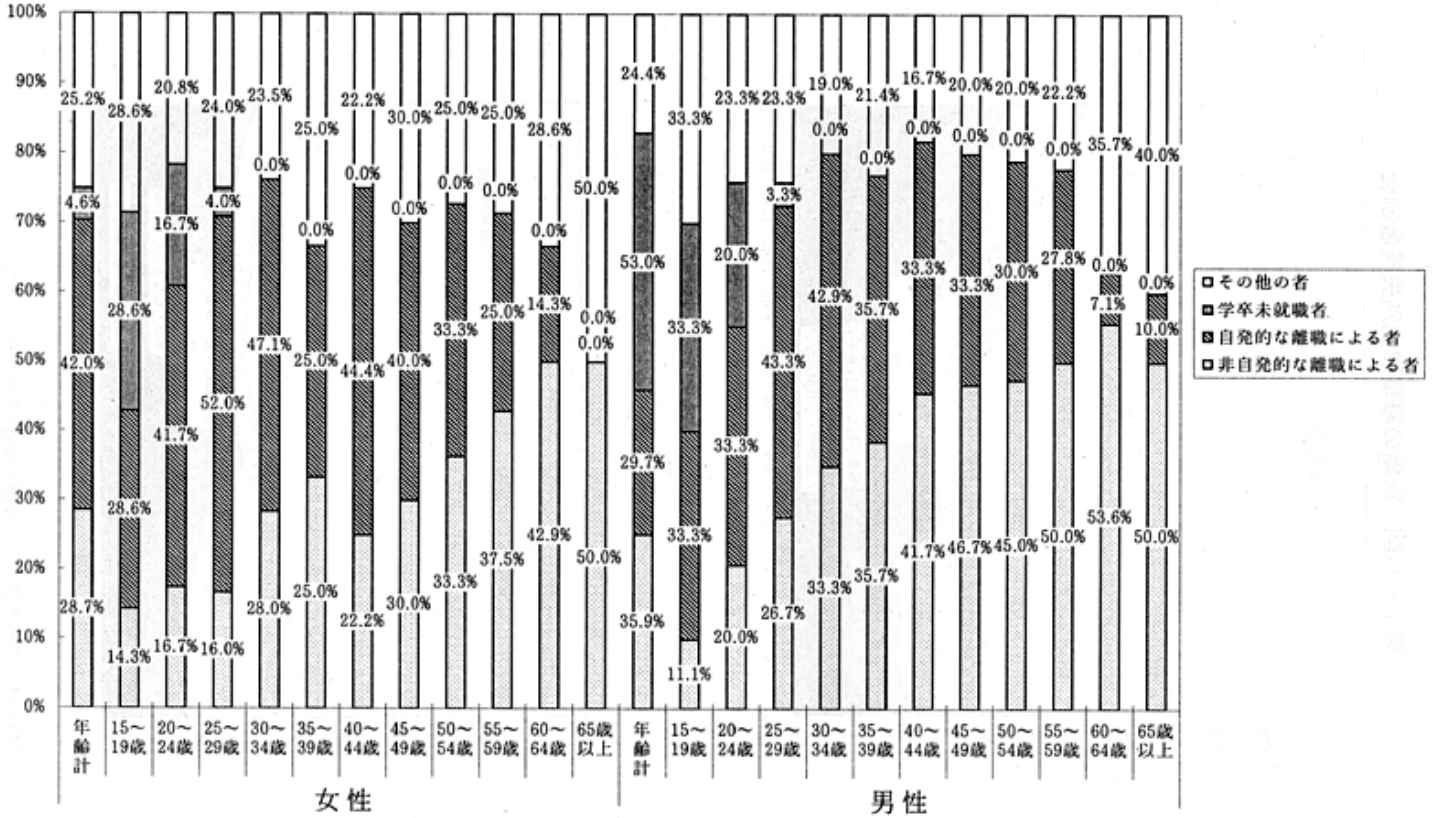
(女性)



資料出所：総務省統計局「労働力調査特別調査」(2月)

第1-12図 年齢階級別、求職理由別完全失業者の割合

第1-12図 年齢階級別、求職理由別完全失業者の割合



資料出所：総務省統計局「労働力調査」(平成13年)

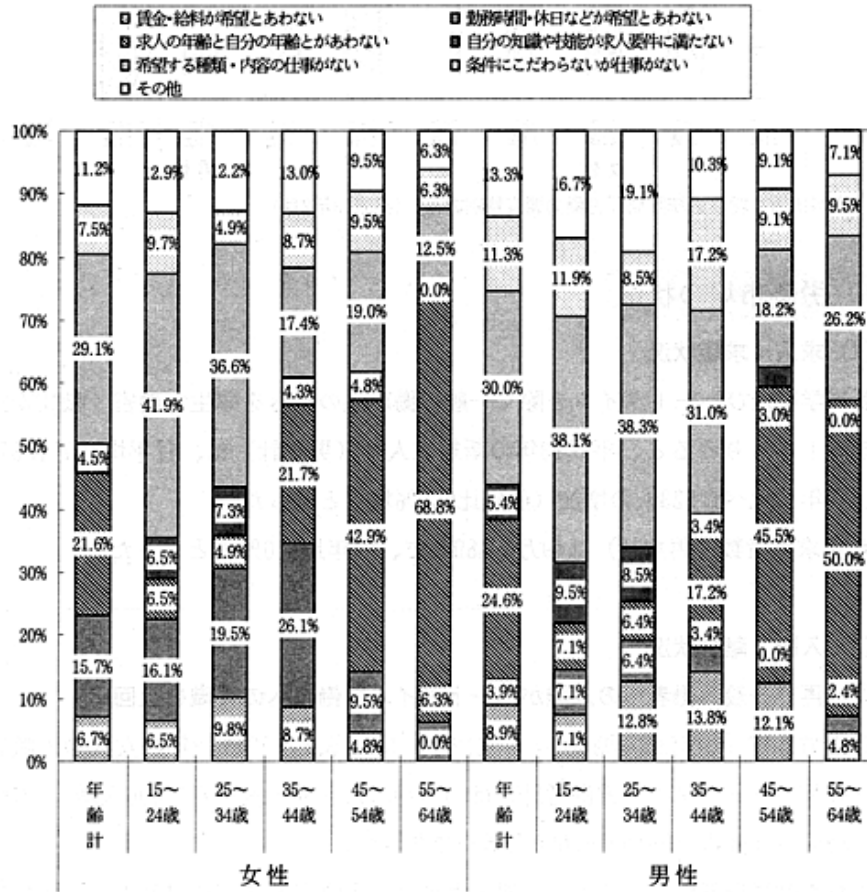
3)仕事につけない理由は中高年では年齢制限、女性の失業期間も長期化

女性の完全失業者が仕事につけない理由をみると、若年層では「希望する種類・内容の仕事がない」が4割近くをしめているが、家庭責任のある人の多い25~44歳では、「勤務時間・休日などが希望と合わない」など労働時間に関する理由が大きくなり、さらに、45歳以上では年齢制限による理由が大きくなっている（第1-13図）。

さらに、女性の失業者の失業期間も長期化しており、中高年層では失業期間1年以上の割合が大きくなっている（第1-14図）。

第1-13図 年齢階級別完全失業者の仕事につけない理由

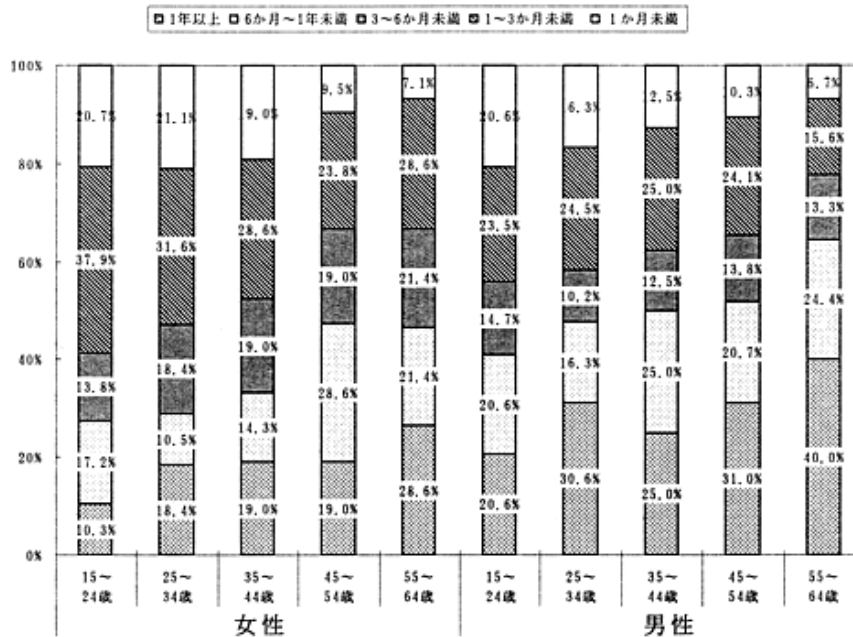
第1-13図 年齢階級別完全失業者の仕事につけない理由



資料出所：総務省統計局「労働力調査特別調査」(平成13年8月)

第1-14図 年齢階級別完全失業者の失業期間

第1-14図 年齢階級別完全失業者の失業期間



資料出所：総務省統計局「労働力調査特別調査」(平成13年2月)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(1) 求人・求職状況

新規学卒及びパートタイムを除く一般労働市場の動きを厚生労働省「職業安定業務統計」によりみると、平成13年の新規求人数（男女計）は、月平均40万1,872人で、前年に比べ1,923人の増加（前年比0.5%増）となった。

新規求職者数（男女計）は49万5,489人で、前年比5.0%増となった。

I 働く女性の状況

3 労働市場の状況

(2) 入職・離職状況

1)再び一般労働者への入職がパートタイム労働者への入職を上回る

厚生労働省「雇用動向調査」（平成12年）によると、平成12年の女性の入職者数（一般及びパートタイム労働者計）は304万900人（前年差17万1,000人増）、離職者数は328万7,500人（同19万6,600人増）であった。

これを就業形態別にみると、一般労働者は、入職者数156万9,100人（前年比10.7%増）、離職者数183万4,800人（同5.4%増）と、前年に比べ入職者数、離職者数とも増加した。他方、パートタイム労働者でも入職者数147万1,800人（前年比1.3%増）、離職者数145万2,600人（同7.5%増）と、前年に比べ入職者数、離職者数とも増加した（付表27）。前年においては、パートタイム労働者への入職者数が初めて一般労働者への入職者数を上回ったが、再び一般労働者への入職者数がパートタイム労働者への入職者数を上回る結果となった（付表27）。

2)転職入職者の割合がさらに上昇

女性の入職者に占める割合を職歴別にみると、一般労働者では、一般未就業者（当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者で新規学卒者以外の者）からの入職者の割合は17.3%（前年16.7%）、新規学卒者からの入職者の割合は23.5%（同26.5%）、転職入職者は59.1%（同56.8%）となっており、ここ数年、一般労働者への未就業者からの入職者割合が低下し、転職入職者からの入職者割合は上昇傾向にある（付表29）。

I 働く女性の状況

4 学卒・若年労働市場の状況

(1) 新規学卒者の就職状況

1)高卒者の就職内定状況がさらに悪化

今春の高校及び大学卒業予定者の就職内定状況をみると、高校新卒者では、厚生労働省「平成14年3月高校新卒者就職内定状況等調査」によれば、13年11月末現在、前年同期比で5.5%ポイント減の63.4%（男性：6.1%ポイント減の68.4%、女性：4.8%ポイント減の58.1%）となっており、過去最低であった一昨年を大幅に下回る厳しい状況となっている（付表31）。

また、大卒者では厚生労働省及び文部科学省「平成13年度大学等卒業予定者就職内定状況等調査」によれば、12月1日現在、前年同期比で1.5%ポイント増の76.7%（男性：0.9%ポイント増の78.6%、女性：2.6%ポイント増の73.6%）となっており、男女の格差が縮小した（付表32）。

2)新規学卒就職者に占める大卒者の割合がさらに上昇

文部科学省「学校基本調査」（平成13年度）により女性の新規学卒者に占める就職者割合を学歴別にみると、女性の大学進学率の上昇に伴い大卒者の割合が年々上昇し、平成12年3月に初めて大卒者の割合が高卒者の割合を上回って最大となったが、平成13年3月にはさらに前年より上昇し38.5%となった。次いで、高卒者33.7%、短大卒26.6%と続く。短大卒の割合は平成7年度をピークとして年々低下している（付表33-2、36）。

3)中・高卒者の就職者割合が引き続き低下

平成13年3月の女性の中卒者数は68万8,563人（前年差2万7,938人減）で、うち就職者数（就職進学者を含む）は、3,758人（同57人減）であり、就職者割合（卒業者のうち就職者及び就職進学者の占める比率）は0.5%（前年同率）であった。

また、女性の高卒者数は、66万6,839人（前年差518人減）で、うち就職者は10万9,309人（同871人減）、就職者割合は16.4%（前年16.5%）であり、高卒者の進学率の上昇に伴い就職者割合は低下している。就職者を産業別にみると、サービス業が34.6%（前年36.1%）、製造業が29.9%（同27.1%）、卸売・小売業、飲食店が23.0%（同24.2%）と、この3産業で全体の87.5%を占めている。卸売・小売業、飲食店は前年に引き続き低下傾向にある（付表33-3、34-1）。

4)短大卒者のサービス業への就職者割合が引き続き増加

平成13年3月の女性の短大卒者数は、14万2,735人（前年差1万9,414人減）で、うち就職者数は8万6,407人（同6,743人減）となった。就職者割合は60.5%（前年57.4%）となり、前年～と比べて3.1%ポイント上昇し、平成11年と同水準に戻ったものの、長期的には低下傾向にある。就職者の割合を産業別にみると、サービス業が54.2%（前年52.6%）と最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店17.4%（同17.6%）、製造業10.9%（同10.6%）、金融・保険業9.4%（同10.6%）の順になっている。サービス業の割合は前年に引き続き上昇し、金融・保険業の割合は前年に引き続き低下した（付表33-3、34-2）。

5)大卒者の事務従事者への就職者割合が低下

平成13年3月の女性の大学卒業者数は、20万9,662人（前年差4,732人増）で、うち就職者数は12万4,892人（同7,837人増）であった。就職者割合は59.6%と、前年に比べ2.5%ポイント上昇した。なお、男性の大卒者数は、33万5,850人（前年差2,097人増）で、うち就職者数は18万7,579人（同3,916人増）であった。就職者割合は55.9%と、前年に比べ0.9%ポイント上昇した。卒業者数から進学者数を除いた就職者割合では女性が64.7%（前年61.9%）、男性が65.3%（同64.2%）と、男女の差は縮小傾向にあるが、引き続き男性が女性を上回っている（付表33-3）。女性の就職者割合を産業別にみると、サービス業が42.0%（12年41.5%）と最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店18.3%（同19.3%）、製造業13.3%（同12.7%）、金融・保険業12.1%（同12.3%）の順になっている。サービス業の割合は前年に引き続き上昇し、金融・保険業の割合は前年に引き続き低下した（付表34-3）。職業別にみると、事務従事者が44.3%（前年44.2%）と最も多く、専門的・技術的職業従事者が30.4%（同30.3%）、販売従事者が17.4%（同17.9%）と続いている。事務従事者の割合は平成6年以降12年まで連続で低下していたが、13年は0.1%ポイントの上昇となった（付表35）。

I 働く女性の状況

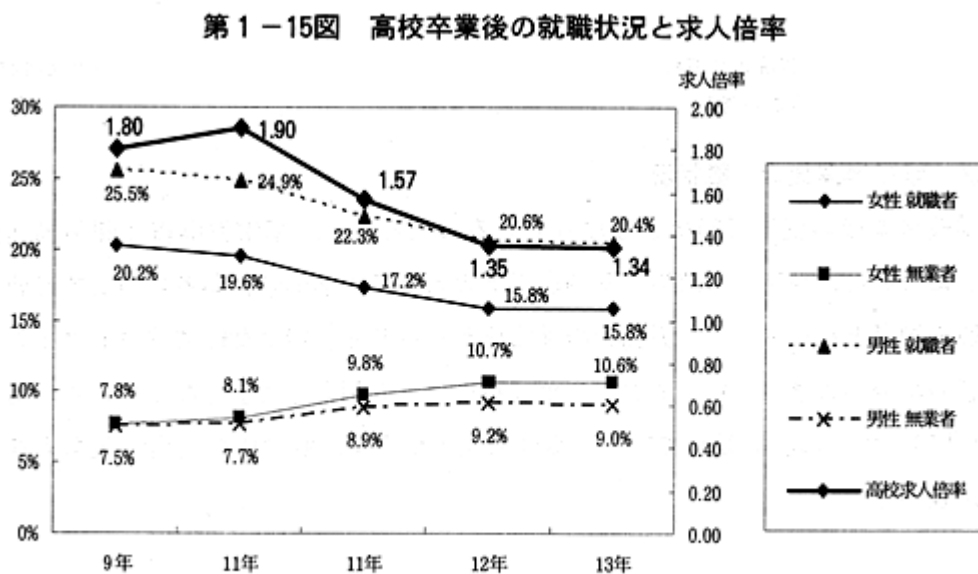
4 学卒・若年労働市場の状況

(2) 新規学卒者の卒業後の状況

1) 卒業後のいわゆる「無業者」の増加

新規高卒者の就職内定状況や4月に卒業する予定の高校生に対する求人倍率（厚生労働省「職業安定業務統計」）からみても就職を取り巻く環境は厳しい状況である。こうした中、文部科学省「学校基本調査」により、高校卒業後の進路別割合をみると、「進学や正規に就職をしていない、いわゆる無業者1」が増加しつつあり、女性では高校卒業者の1割以上を占めるようになってきている（第1-15図）。

第1-15図 高校卒業後の就職状況と求人倍率



資料出所：卒業後の状況は文部科学省「学校基本調査」、求人倍率は厚生労働省「職業安定業務統計」

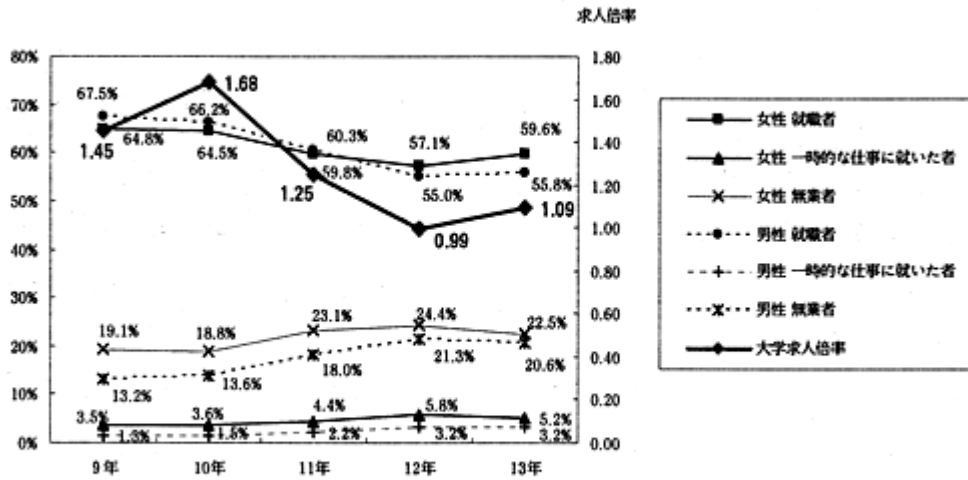
1 一時的な仕事に就いた者を含む。

一方、大卒者においても卒業後の進路は、無業者2の割合が近年増加しており、平成13年には若干低下したものの、卒業生全体の2割強を占めている。さらに、一時的な仕事に就いた者を含めると女性では3割近くになり、男性では2.5割を超えるなど、大卒者においても求人倍率が下がる中、こうした安定した職業に就けなかった者の割合が増加している（第1-16図）。

2 一時的な仕事に就いた者は含まれない。家事手伝い、研究生として学校に残っている者、専門学校等へ入学した者を含む。

第1-16図 大学卒業後の就職状況と求人倍率

第1-16図 大学卒業後の就職状況と求人倍率



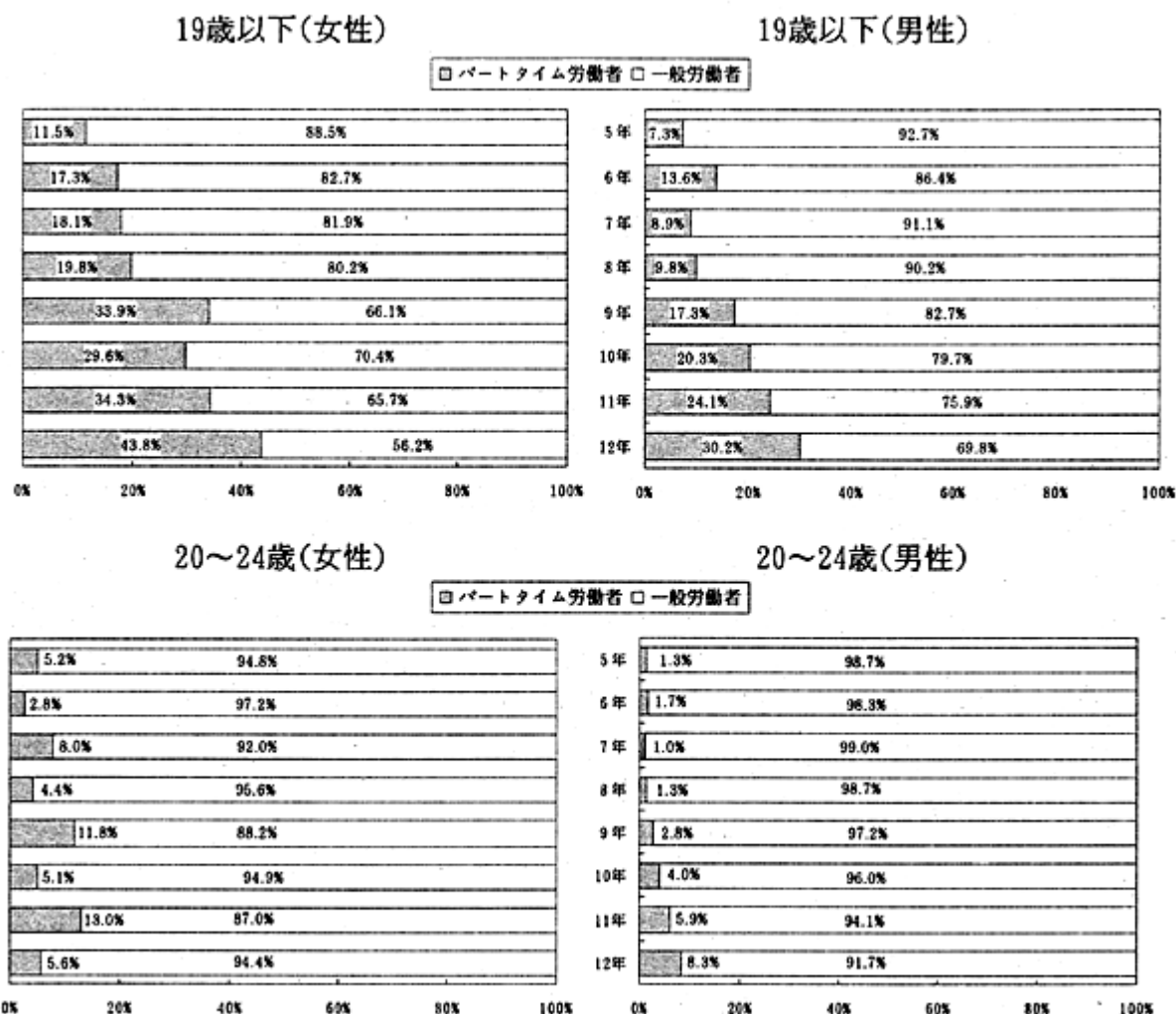
資料出所：卒業後の状況は文部科学省「学校基本調査」、大学求人倍率はリクルートワークス研究所「大卒求人倍率調査」

2) 学校卒業後の就職状況

学校卒業後の就業形態はどうなっているのだろうか。厚生労働省「雇用動向調査」によると、高卒者に該当する19歳以下の入職者（学卒未就業者）の就業形態は、一般労働者とパートタイム労働者の構成比からみると、特に女性でパートタイム労働者の割合が大きく増加しており、平成12年には5割近くにまでなっている（第1-17図）。さらに、就職している産業は卸売・小売業、飲食店の割合が最も大きい（付表39）。

第1-17図 学卒未就業者の入職比

第1-17図 学卒未就業者の入職比



資料出所：厚生労働省「雇用動向調査」

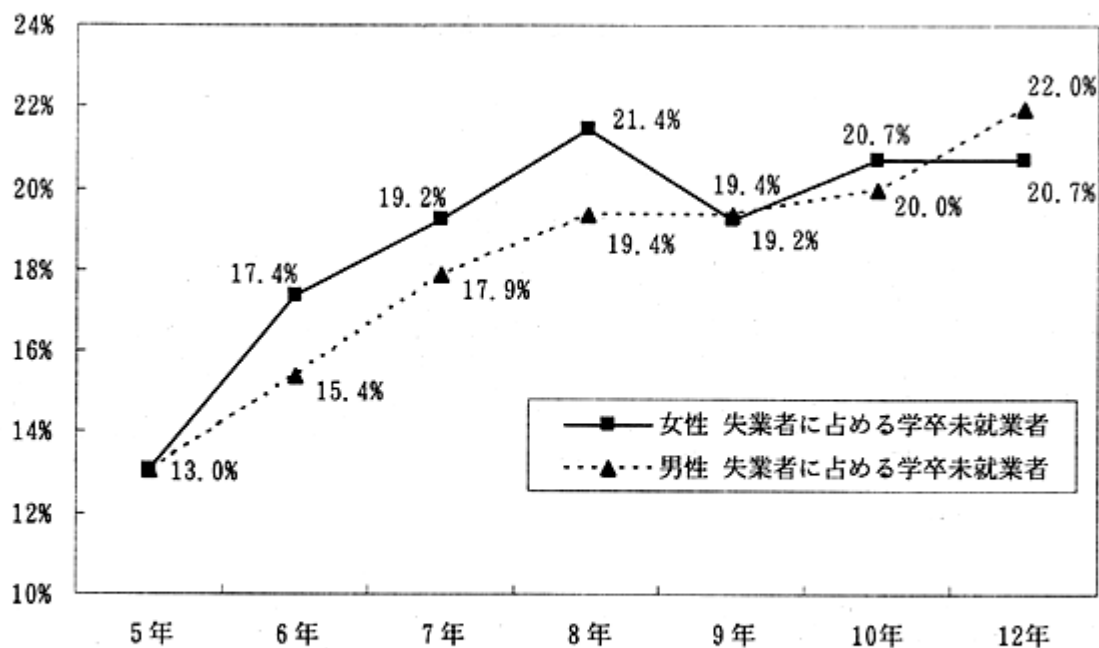
一方、大卒者の無業者の割合は増加しているが、パートタイム労働者として入職する者の割合は低くなっている。

3)学卒者の失業状況

学校卒業後の就職状況が厳しい中、総務省統計局「労働力調査」によれば、学校卒業後、就職せずに求職活動を行っている者（学卒未就職による失業者）の数は増加している。さらに、15～24歳の失業者に占める学卒失業者の割合も2割強と高まっており、若年層の失業の大きな要因となっている（第1-18図）。

第1-18図 15～24歳の学卒失業者割合

第1-18図 15～24歳の学卒失業者割合



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

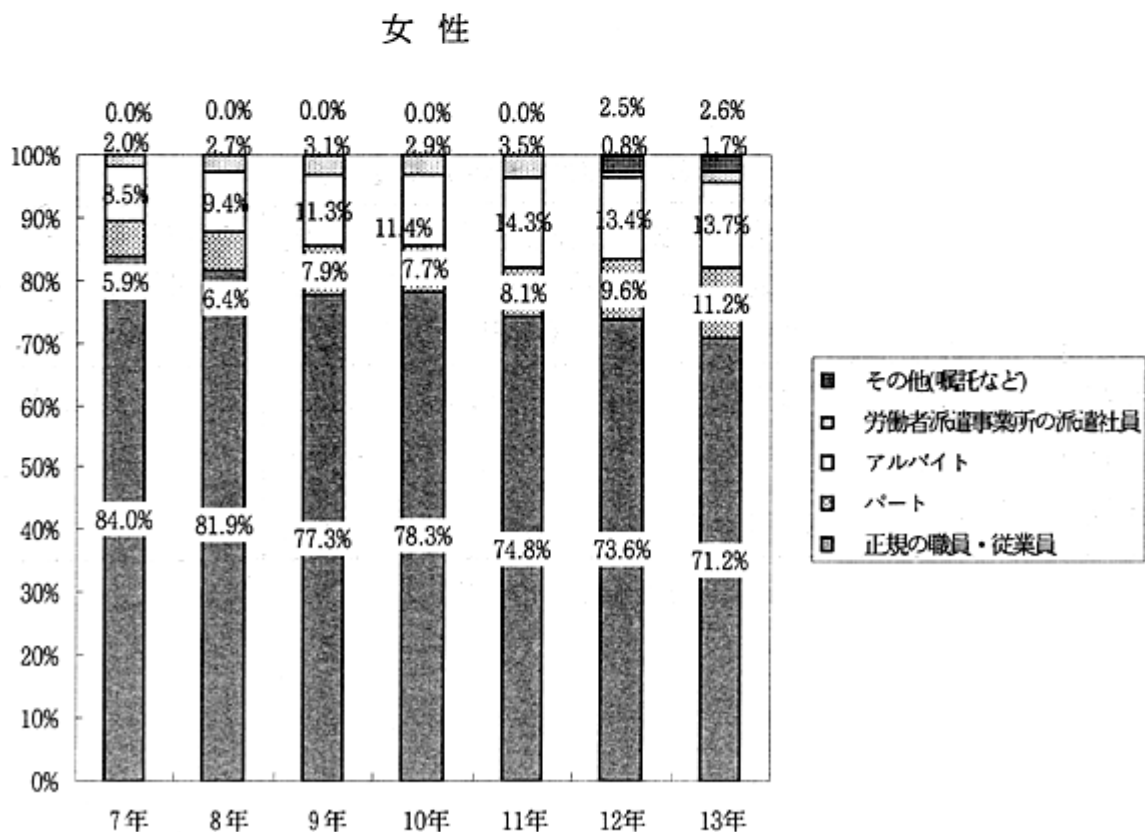
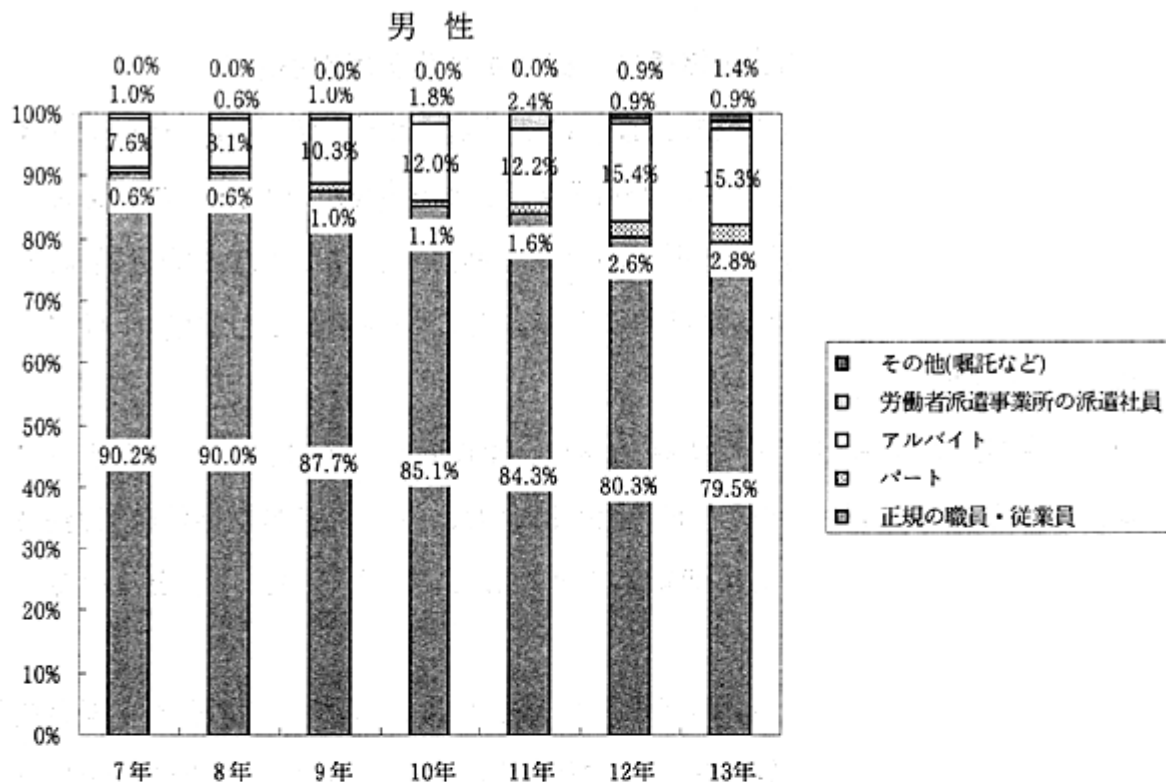
注) $\frac{15\sim 24\text{歳の学卒未就職による失業者数}}{15\sim 24\text{歳の失業者数}}$

4)若年層の就業状況

15～24歳層の若年雇用者の就業形態をみると、男女ともにパートやアルバイトが増加し、特に女性では正社員以外の就業形態が3割を占めるようになった（第1-19図）。

第1-19図 15～24歳の雇用者の就業形態別構成比

第1-19図 15~24歳の雇用者の就業形態別構成比



資料出所：総務省統計局「労働力調査特別調査」

注) 在学中を除く。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 働く女性の状況

5 労働条件等の状況

(1) 賃金

1)一般労働者の男女間賃金格差は、緩やかな改善傾向が続く

厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によると、平成12年6月のパートタイム労働者を除く女性一般労働者（平均年齢37.6歳、平均勤続年数8.8年）のきまって支給する現金給与額は、23万5,100円（前年比1.9%増）、うち所定内給与額は22万600円（同1.4%増）であり、ともに前年より増加し、伸び率もともに前年（同1.7%増、1.2%増）を上回った。

一方、男性一般労働者（平均年齢40.8歳、平均勤続年数13.3年）のきまって支給する現金給与額は、37万300円（前年比0.8%増）、うち所定内給与額は33万6,800円（同0.03%増）であり、ともに前年より増加しているものの、女性と比べると伸び率が小さい。

男女間の賃金格差（男性＝100.0として算出）は、きまって支給する現金給与額でも所定内給与額でも引き続き緩やかな改善傾向が続いており、平成12年には、きまって支給する現金給与額で63.5、所定内給与額で65.5となっている。（第1-3表、第1-20図、付表43）

第1-3表 一般労働者の賃金実態

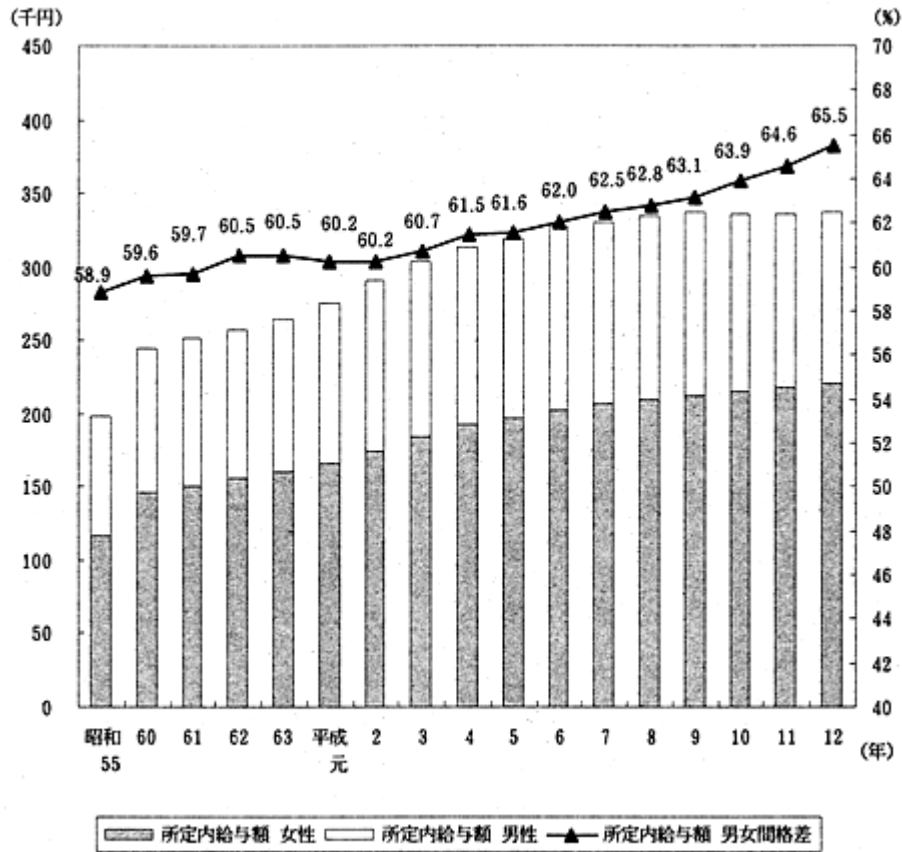
第1-3表 一般労働者の賃金実態

	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数 (年)	きまって支給する 現金給与額 (千円)	所定内 給与額 (千円)	年間賞与その他の 特別給与額 (千円)
総数	39.8	12.0	330.0	302.2	1017.7
女性	37.6	8.8	235.1	220.6	677.0
男性	40.8	13.3	370.3	336.8	1162.4

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（平成12年）

第1-20図 所定内給与額と男女間賃金格差の推移

第1-20図 所定内給与額と男女間賃金格差の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

2) 女性一般労働者の賃金は35～39歳層がピーク

女性一般労働者の賃金（所定内給与額）を年齢階級別にみると、17歳以下の14万4,500円から年齢とともに緩やかに上昇し、35～39歳層の24万5,900円をピークとして40歳以下で下降している。

男女労働者それぞれの賃金の年齢間格差（20～24歳層＝100.0として算出）をみると、女性の賃金のピークは35～39歳層（132.3）であるのに対し、男性では50～54歳層（211.0）まで年齢とともに賃金の上昇が続いている（付表44）。

3) 女性の賃金は企業規模が大きいほど高い

女性の賃金（所定内給与額）を企業規模別にみると10～99人規模で20万2,100円（男性29万8,400円）、100～999人規模で22万2,300円（同32万5,000円）、1,000人以上規模では、24万6,600円（同39万3,000円）と企業規模が大きくなるほど賃金は高くなっている。

これを年齢階級別にみると、10～99人規模では年齢35～39歳層が21万8,100円と賃金のピークとなっており、100～999人規模では40～44歳層が25万900円、1,000人以上規模では、45～49歳層が29万8,700円でピークとなっている。

なお、男性は企業規模を問わずすべて50～54歳層がピークとなっている（付表46）。

4) 大卒事務系の初任給が減少

新規学卒就職者（平成12年3月卒）の初任給は、女性では高卒で14万7,600円（前年比0.5%減）、高専・短大卒で16万3,600円（同0.9%増）、大卒事務系で18万3,200円（同1.3%減）、大卒技術系で19万7,200円（同0.6%増）であり、概ね上昇が続いてきた大卒事務系の初任給が減少した。男性の新規学卒就職者の初任給の対前年比は、それぞれ0.3%減、0.8%増、0.8%増、0.5%減であり、

概ね上昇が続いてきた大卒技術系の初任給は減少した。

また、初任給についての男女間賃金格差（男性=100.0として算出）は、高卒で94.0、高専・短大卒で95.3、大卒事務系で93.7、大卒技術系で99.5となっている（付表47）。

I 働く女性の状況

5 労働条件等の状況

(2) 労働時間

厚生労働省「毎月勤労統計調査」から、平成12年の常用労働者（事業所規模5人以上）の1人平均月間総実労働時間及び所定内、所定外労働時間についてみると、女性の常用労働者1人平均月間総実労働時間は136.4時間（前年差0.5時間増）、うち所定内労働時間は131.5時間（同0.3時間増）、所定外労働時間は4.9時間（同0.2時間増）となった。

平均月間出勤日数（事業所規模5人以上）をみると、女性で19.4日（前年差0.1日増）、男性では20.4日（同0.1日増）となった（付表48）。

産業別に女性の常用労働者1人平均月間労働時間をみると、総実労働時間では鉱業（162.3時間）が最も長く、次いで建設業（152.4時間）、製造業（146.8時間）の順となっており、パートタイム労働者の占める割合が高い卸売・小売業、飲食店（122.5時間）が最も短くなっている。所定内労働時間では鉱業（156.4時間）、建設業（148.5時間）、電気・ガス・熱供給・水道業（140.8）時間の順となった（付表49）。

I 働く女性の状況

5 労働条件等の状況

(3) 勤労者世帯の家計

1)世帯主収入は4年連続減少

総務省統計局「家計調査」によると、平成13年の勤労者世帯1世帯当たりの1ヵ月の平均実収入は55万1,160円で、前年に比べ、1.7%の減少となった（付表92）。

この実収入の内訳をみると、世帯主収入は44万9,310円で前年に引き続き減少し（対前年比2.4%減）、世帯主の配偶者の収入（うち女性）は、5万2,422円で、前年に比べ1.5%減であった。

また、核家族世帯について、1ヵ月の平均実収入を共働き世帯と世帯主のみ働いている世帯で比較してみると、共働き世帯の実収入は1世帯あたり1ヵ月61万7,587円（対前年比1.8%減）で、世帯主のみ働いている世帯は50万7,693円（同0.3%減）で、共働き世帯は世帯主のみ働いている世帯を10万9,894円上回っている。なお、共働き世帯の世帯主の勤め先収入は45万1,068円、世帯主のみ働いている世帯は47万2,984円で、共働き世帯を2万1,916円上回っている。

一方、共働き世帯の妻の勤め先収入は14万6,504円で、実収入に占める妻の勤め先収入の割合は23.7%であり、前年に比べ0.3%ポイント減少した（付表93）。

2)消費支出は4年連続減少

「家計調査」によると、平成13年の勤労者世帯1世帯当たり1ヵ月の消費支出は33万5,042円（前年比1.7%減）となり、4年連続で減少した（付表92）。

消費支出の構成比を核家族共働き世帯（消費支出35万3,925円）と世帯主のみ働いている核家族世帯（同31万6,946円）で比較してみると、共働き世帯では「交通・通信」のうちの「自動車等関係費」、「その他の消費支出」のうちの「仕送り金」が世帯主のみ働いている世帯より高く、「住居」、「食料」等が低くなっている（付表93）。

I 働く女性の状況

5 労働条件等の状況

(4) 男女均等取扱いの状況

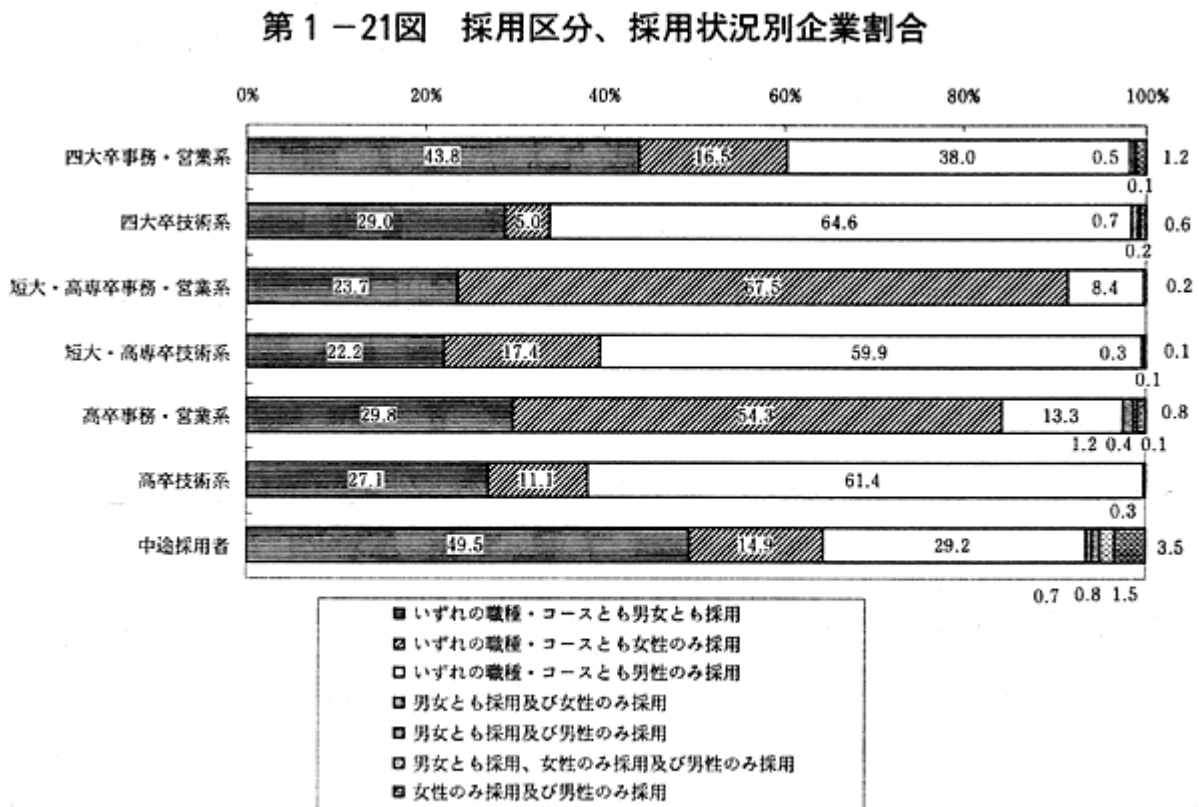
平成11年4月1日より改正男女雇用機会均等法が施行され、女性の就業環境は大きく変化してきている。

ここでは、改正男女雇用機会均等法施行後1年余経過後（平成12年10月1日時点）に実施した「女性雇用管理基本調査」により、女性の活用状況をみていく。

1) 新規学卒者の採用では、未だ男性のみの採用が目立つ

新規学卒者又は中途採用者を採用した企業の状況をみると、新規学卒者については四年制大学卒事務・営業系では「いずれの職種・コースとも男女とも採用」が43.8%と最も高いものの、四年制大学卒技術系では「いずれの職種・コースとも男性のみ採用」が64.6%を占めている（第1-21図、付表50）。

第1-21図 採用区分、採用状況別企業割合



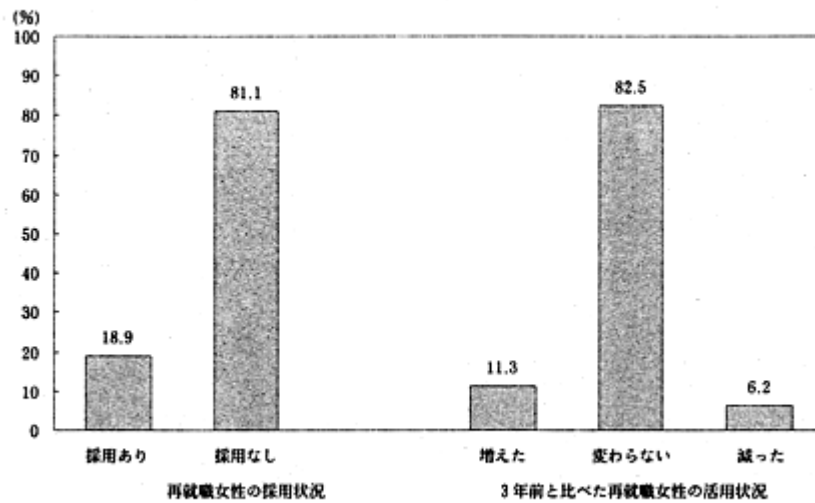
資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成12年度）

中途採用者については「いずれの職種・コースとも男女とも採用」が49.5%となっており、中途採用を行った企業の中で、いわゆる再就職女性（出産、育児期に一時就業を中断し、子育てが一段落

したところで再就職する女性)を採用した企業割合は18.9%となっている(第1-22図)。

第1-22図 再就職女性の活用状況

第1-22図 再就職女性の活用状況



資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成12年度)

2)コース別雇用管理制度導入企業割合は、大企業で初めて低下

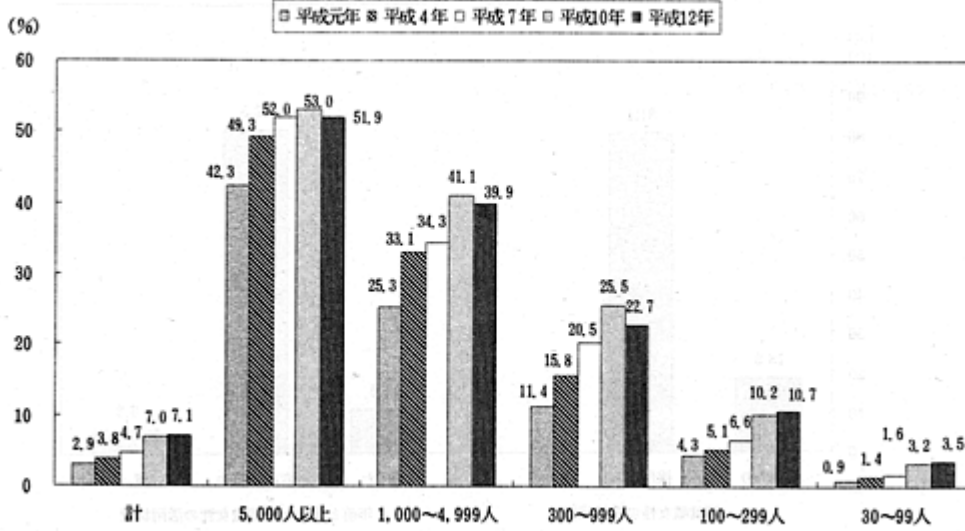
コース別雇用管理制度3を「導入している」とする企業割合は7.1%となり、平成10年度と比べて0.1%ポイント上昇した。コース別雇用管理制度の導入状況を初めて調査した平成元年度からの推移をみると、平成10年度までは企業規模を問わずに一貫して導入割合が上昇していたが、平成12年度になって初めて、300人以上規模の企業での導入割合が低下する結果となった(第1-23図、付表51)。

3 女性雇用管理基本調査での「コース別雇用管理制度」の定義は以下のとおり。

「コース別雇用管理制度」とは、企画業務や定型的業務等の業務内容や、転居を伴う転勤の有無等によって幾つかのコースを設定して、コースごとに異なる配置・昇進、教育訓練等の雇用管理を行うシステムをいい、「一般職・総合職」「一般職・事務職」などその呼称の如何を問わない。また、一定の業務内容や専門性等によってコース類似の複数の雇用管理グループを形成したり、勤務地のみによってグループ分けし、コース類似のグループごとに異なる雇用管理を行う場合もこれに含まれる。

第1-23図 企業規模別コース別雇用管理制度の導入状況

第1-23図 企業規模別コース別雇用管理制度の導入状況



資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」

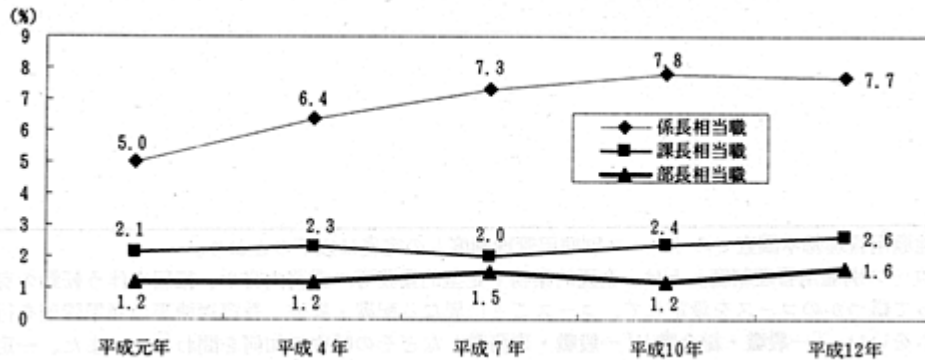
3)管理職等に占める女性の割合は、ほぼ横ばいで推移している

管理職等に占める女性の割合を役職別にみると、部長相当職では1.6%（平成10年度1.2%）、課長相当職では2.6%（同2.4%）と、平成10年度と比べ上昇したものの、係長相当職では7.7%（同7.8%）と低下した。

平成元年度からの推移をみると、管理職等に占める女性の割合は係長相当職では若干の上昇傾向が認められるものの、課長相当職、部長相当職はほぼ横ばいで推移している（第1-24図）。

第1-24図 管理職に占める女性割合の推移

第1-24図 管理職に占める女性割合の推移



資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成12年度）

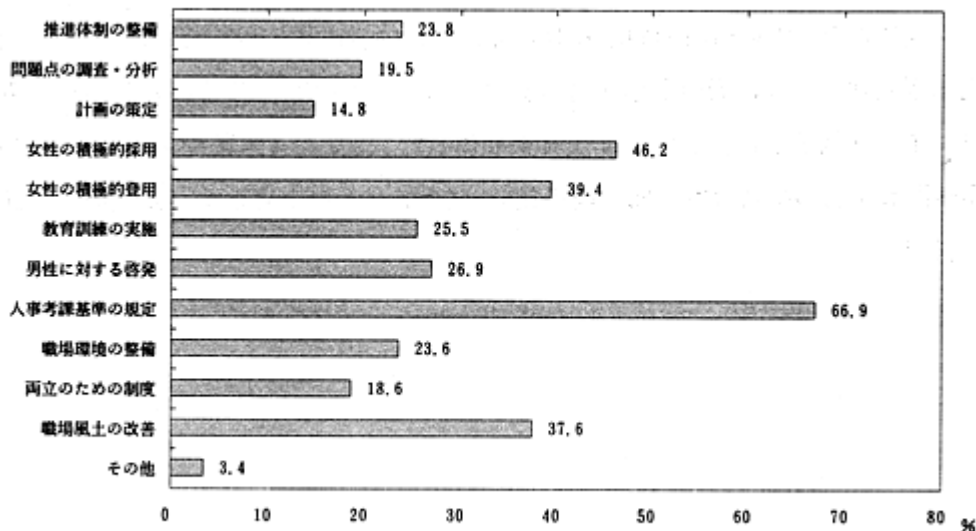
4)ポジティブ。アクションの取組企業割合は26.3%

過去の雇用慣行や性別役割分担意識などが原因で男女労働者の間に事実上生じている格差の解消を目的として行う措置、すなわち「女性の能力発揮促進のための企業の積極的取組（ポジティブ・アクション）」については、「既に取り組んでいる」とする企業割合は26.3%、「今後取り組むこととしている」とする企業割合は13.0%、「今のところ取り組む予定はない」とする企業割合は34.2%となった（付表55）。

実際の実施事項をみると、複数回答で「性別により評価することがないよう人事考課基準を明確に定める」とした企業が66.9%と最も高く、次いで「女性がいない又は少ない職務について意欲と能力のある女性を積極的に採用する」が46.2%、「女性がいない又は少ない役職について意欲と能力のある女性を積極的に登用する」が39.4%、「男女の役割分担意識に基づく慣行の見直し等、職場環境・風土を改善する」が37.6%と続いている（第1-25図、付表56）。

第1-25図 ポジティブ・アクションの実施事項（M.A.）

第1-25図 ポジティブ・アクションの実施事項（M. A.）



資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成12年度）

5) 女性の時間外・休日労働、深夜業の規制の解消に伴う女性雇用管理の変化

女性の時間外・休日労働、深夜業の規制が解消されたのは平成11年4月1日である。平成10年度調査では「女性の時間外・休日労働、深夜業の規制の解消に伴い女性雇用管理が変わる」とした企業は6割程度みられたが、法施行後の平成12年度調査では複数回答で「特に変わらない」とする企業割合が70.9%と最も高くなり、次いで「女性の時間外労働が増えた」が14.2%、「女性が配置される部署が広がった」が11.5%となっている（付表58、59）。

I 働く女性の状況

6 パートタイム労働者の状況

(1) パートタイム労働者の労働市場

1) 女性雇用者に占める短時間雇用者の割合は約4割

総務省統計局「労働力調査」4によると、週間就業時間が35時間未満の非農林業の短時間雇用者（以下「短時間雇用者」という。）は、平成13年には1,205万人（男女計）、前年差152万人の増（前年比14.4%増）となった。非農林業雇用者総数（休業者を除く）に占める短時間雇用者の割合は22.9%と前年より2.9%ポイント上昇し、増加傾向が続いている。

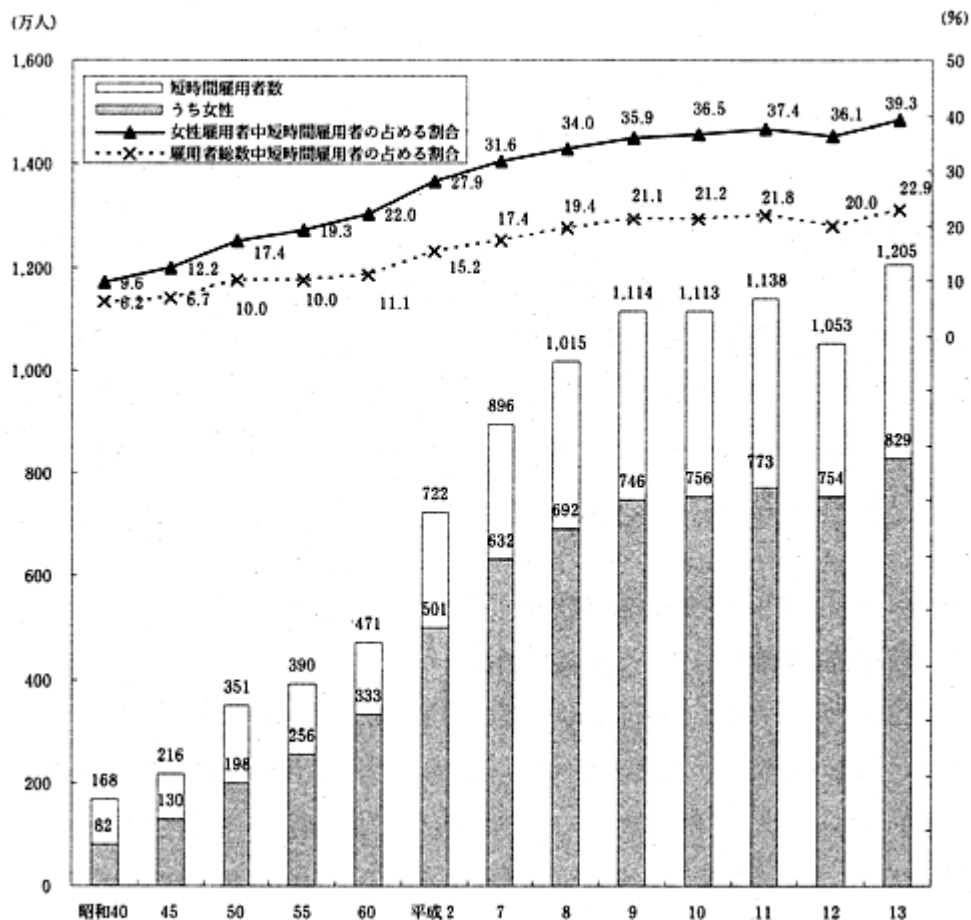
平成13年の女性の短時間雇用者数は829万人（短時間雇用者総数の68.8%）、前年比75万人増となり、短時間雇用者総数に占める女性の割合は前年の71.6%から2.8%ポイント低下した。女性の非農林業雇用者2,112万人（休業者を除く）に占める短時間雇用者の割合は39.3%、前年比3.2%ポイントの上昇となった（第1-26図、付表72）。

4 労働力調査における就業時間は、毎月の末日に終わる1週間（12月は20日～26日）における就業時間を把握したものであるが、平成12年はこの調査期間中の祝日、4月29日（みどりの日）及び12月23日（天皇誕生日）がそれぞれ土曜日に重なり、4月及び12月の調査週の平日が前年同月より1日多い5日だったため、平成12年において短時間雇用者（週35時間未満）が前年より大幅に減少したと考えられるため、平成13年と平成12年との単純な比較はできない。比較可能な平成11年と平成13年とを比較すると、67万人増となる。

第1-26図 短時間雇用者（週間就業時間35時間未満の者）数及び割合の推移—非農林業—

第1-26図 短時間雇用者（週間就業時間35時間未満の者）数及び割合の推移

—非農林業—



資料出所：総務省統計局「労働力調査」

注) 雇用者数は休業者を除く

2)新規求人倍率、有効求人倍率とも引き続き上昇

厚生労働省「職業安定業務統計」より、平成13年のパートタイム労働者の求人・求職状況をみると、新規求人数（男女計）は、月平均19万2,991人で、前年に比べ7,012人増（前年比3.8%増）となった。新規求職者数（男女計）は、月平均9万1,030人であり、4,181人増（前年比4.8%増）となった。新規求人倍率は2.12倍で前年（2.14倍）より0.02ポイント低下した。また、有効求人倍率も1.42倍となり前年（1.41倍）より0.01ポイント上昇している（付表75）。

3)労働移動は引き続き活発

厚生労働省「雇用動向調査」により、平成12年の労働市場における女性パートタイム労働者5の動きをみると、入職者は147万1,800人（前年比1.3%増）、離職者数は145万2,600人（同7.5%増）となった。また、入職率（在籍者に対する入職者の割合）と離職率（在籍者に対する離職者の割合）をみると、入職率は25.3%（前年同率）、離職率は25.0%（同1.5%ポイント上昇）となり、女性パートタイム労働者の労働移動は引き続き活発である。

また、パートタイム労働者の職歴別入職者状況をみると、入職者に占める一般未就業者（当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者で新規学卒者以外の者）の割合は41.6%（前年39.9%）であり、転職入職者の割合は52.1%（同52.8%）と、前年と比べ0.7%ポイント低下したものの、ここ数年では増加傾向を示している（付表27、29）。

5 「雇用動向調査」によるパートタイム労働者は、常用労働者のうち、1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者より短い者又は、その事業所の一般労働者と1日の労働時間が同じでも、1週の所定内労働日数が少ない者をいう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

I 働く女性の状況

6 パートタイム労働者の状況

(2) パートタイム労働者の就業状況

1)短時間雇用者数はサービス業で増加

総務省統計局「労働力調査」により平成13年の女性の短時間雇用者数を産業別にみると、卸売・小売業、飲食店が308万人で最も多く（女性の短時間雇用者総数に占める割合は37.2%）、次いでサービス業が285万人（同34.4%）、製造業が126万人（同15.2%）となっており、これら3産業で86.7%が雇用されている。

前年との増減をみると、サービス業が35万人増加（前年比14.0%増）、卸売・小売業、飲食店が15万人増（前年比5.1%増）、製造業では12万人増（同10.5%増）をはじめ、いずれの業種でも増加している（付表73）。

企業規模別に女性の短時間雇用者数をみると、1～29人規模が328万人で最も多く、女性の短時間雇用者全体の39.6%を占め、次いで、500人以上規模が166万人で20.0%となっている。前年と比較すると、女性の短時間雇用者数はどの規模においても増加しており、1～29人規模で1.1%ポイント低下したものの、それ以外の構成比に大きな変化はみられない（付表74）。

2)平均勤続年数は前年並み

「賃金構造基本統計調査」によると、女性パートタイム労働者の平均勤続年数は12年は平均4.9年であり、前年と同じであった。企業規模別では、1000人以上で4.9年、100～999人で4.9年、10～99人では5.1年となっており、前年と大きな差はみられない。

産業別では、製造業が6.2年と最も長く、次いで金融・保険業4.7年、卸売・小売業、飲食店が4.6年、サービス業が4.4年となっている（付表77）。

3)労働時間、労働日数ともに前年並み

「賃金構造基本統計調査」によると、女性パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間は5.6時間（前年差0.1時間増）実労働日数は19.5日（前年差0.1日増）となり、ほぼ前年並みとなった。産業別では製造業が、実労働時間（6.2時間）、実労働日数（20.4日）とも他の産業に比べやや長い傾向がみられる。また、金融・保険業では労働日数が17.9日となり、前年と比べ0.5日延びた（付表78）。

4)一般労働者とパートタイム労働者の賃金格差は拡大

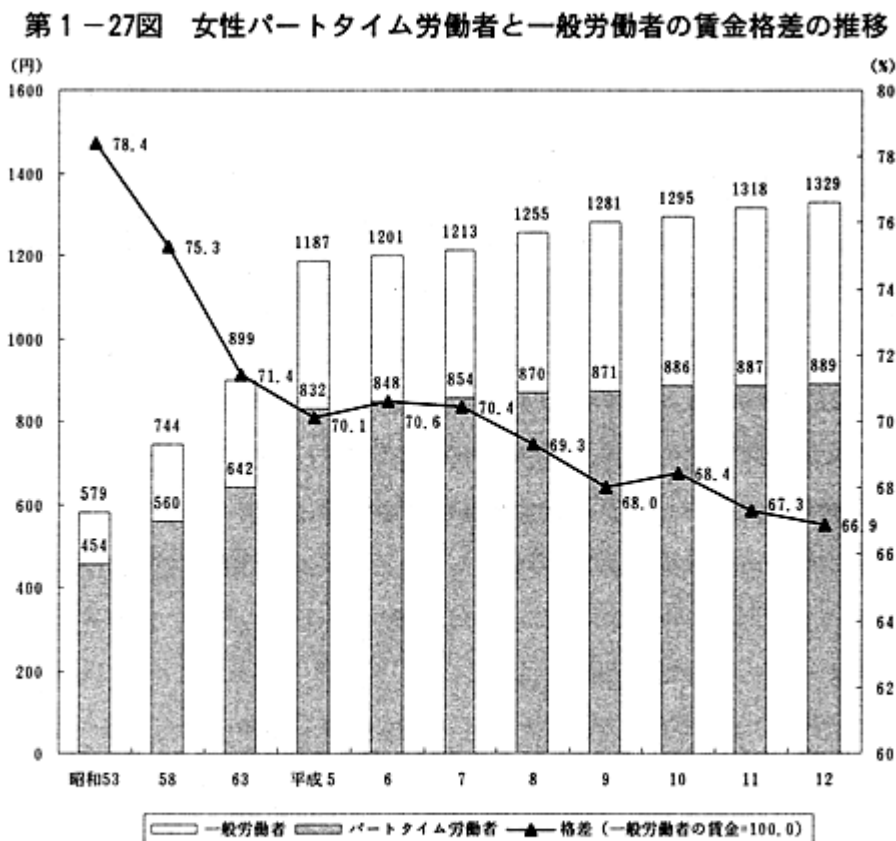
「賃金構造基本統計調査」により女性パートタイム労働者の賃金をみると、1時間当たりの所定内給与額は889円で、前年に比べ2円とわずかな増加（対前年比0.2%増）にとどまった（付表79）。

また、女性パートタイム労働者と女性一般労働者との賃金格差についてみると、平成12年は、一般労働者の所定内給与額を時給換算したものを100.0とした場合、パートタイム労働者は66.9となった。賃金格差は前年と比べ0.4%ポイント拡大し、拡大傾向にある（第1-27図）。厚生労働省「パートタイム労働研究会中間とりまとめ」では、格差拡大の要因として、第1に「職種構成の変化」をあげている。職種別にみると、パートタイム労働者は販売店員（百貨店店員を除く）、スー

パー店チェッカーなど賃金水準の低い職種でそのウェイトを増しており、これが全体の賃金格差拡大に影響していると考えられるため、パートタイム労働者の職種構成を正社員にそろえ、同じ職種における女性パートタイム労働者と正社員との賃金格差を推計すると、格差は正社員の約8割の水準となり、職種構成の違いを加味しない場合に比べて10%以上縮小する（第1-28図）。格差拡大の要因として、第2に就業調整をするパートタイム労働者は、しない場合よりも時間当たり賃金の伸びが低いこと、第3に月給制の多い正社員の時給換算した賃金は、時短を実施することで上昇するため、パートタイム労働者との賃金格差が拡大するという影響が考えられる。

女性パートタイム労働者に支給された年間賞与その他特別給与額は、5万9,300円となっており、平成5年以来8年連続で低下している（付表80）。

第1-27図 女性パートタイム労働者と一般労働者の賃金格差の推移



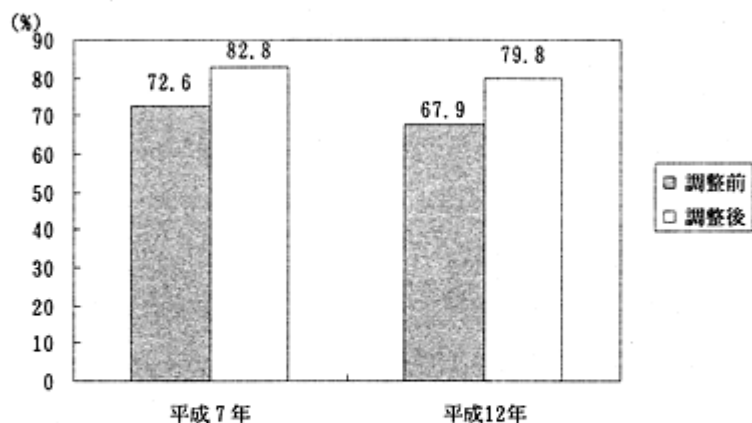
資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 一般労働者の1時間当たりの所定内給与額は次式により算出した。

1時間当たりの所定内給与額 = 所定内給与額 ÷ 所定内実労働時間数

第1-28図 職業構成調整後の女性パートタイム労働者と一般労働者の賃金格差（一般=100）

第1-28図 職業構成調整後の女性パートタイム労働者と一般労働者の賃金格差
(一般=100)



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(パートタイム労働者については特別集計)により、雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課で推計。

注1) 労働者数が少ない等の職種を除いた職種(平成7年については82職種、平成12年については86職種)を対象としている。

注2) 調整後の数値は、一般労働者の賃金とパートタイム労働者の職種別労働者構成を一般労働者の職種別労働者構成に置き換え調整したパートタイム労働者の賃金と比較したものである。

I 働く女性の状況

7 家内労働

(1) 家内労働者の就業状況

1) 家内労働者数は引き続き減少

厚生労働省「家内労働概況調査」によると、平成13年の家内労働者数⁶は、29万7,200人で、前年に比べ3万4,631人（前年比10.4%減）の減少となった。

男女別にみると、女性は27万4,058人、男性は2万3,142人であり前年と比較すると、女性は3万3,885人（同11.0%減）、男性は746人（同3.1%減）の減少となっている。

類型別にみると、主婦や高齢者等世帯主以外の家族であって、世帯の本業とは別に家計の補助のため家内労働に従事する「内職的家内労働者」は27万9,680人（家内労働者総数に占める割合94.1%）、家内労働をその世帯の本業とする世帯主であって、単独で又は家族とともにこれに従事する「専業的家内労働者」は1万4,657人（同4.9%）、他に本業を有する世帯主であって、本業の合間に単独で又は家族とともに家内労働に従事する「副業的家内労働者」は2,863人（同1.0%）となっており、女性の内職的家内労働者が大多数を占めている（付表86）。

⁶ 家内労働者とは、物品の製造、加工若しくは販売又はこれらの請負を業とする者から、原材料等の提供を受け、主として労働の対償を得るために物品の製造又は加工等に従事する者であって、同居の親族以外の者を使用しないことを常態とする者をいう。

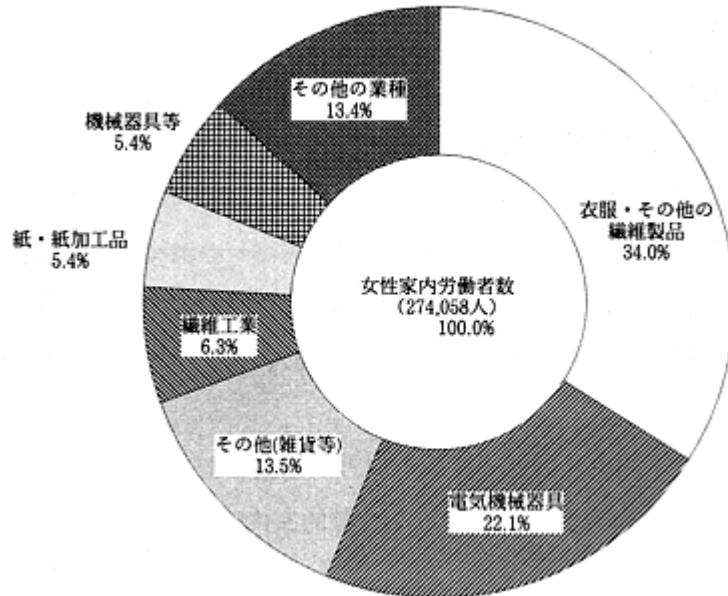
家内労働者数は、昭和49年の景気後退を契機に大幅な減少に転じ、以後減少が続いている。

2) 業種では、繊維関係が多い

厚生労働省「家内労働概況調査」により、平成13年における女性の家内労働者の従事する業種をみると「衣服・その他の繊維製品」が9万3,236人（女性の家内労働者総数に占める割合34.0%）と最も多く、次いで「電気機械器具」が6万457人（同22.1%）、「その他（雑貨等）」が3万6,941人（同13.5%）、「繊維工業」が1万7,244人（同6.3%）となっており、これら4業種で女性の家内労働者全体の75.9%を占めている（第1-29図、付表87）。

第1-29図 業種別女性家内労働者の割合

第1-29図 業種別女性家内労働者の割合



資料出所：厚生労働省「家内労働概況調査」（平成13年）

3)女性家内労働者の年齢及び経験年数

厚生労働省「家内労働実態調査」（平成12年9月）により、家内労働者の年齢構成をみると、女性は50～60歳未満が28.3%と最も多く、次いで60～70歳未満が22.8%、40～50歳未満が21.1%の順となっている。

平均年齢は女性が52.6歳、男性は62.3歳となっており、前回調査（平成10年9月）と比べると、女性は前回と同様となっているが、男性は1.5歳高くなっている。

家内労働者が家内労働に従事している経験年数は、女性では「10年以上」が45.2%、「3～6年未満」が20.3%、「6～10年未満」が14.1%となっている。男性では「10年以上」が64.8%を占めている。平均経験年数は女性は10.7年、男性は20.3年となっており、女性の平均経験年数は減少している。

I 働く女性の状況

7 家内労働

(2) 家内労働者の労働条件

1)平均就業日数、平均就業時間

「家内労働実態調査」によると、平成12年9月における家内労働者の月間平均就業日数は、女性が18.8日、男性が20.9日となっている。また、1人当たりの1日平均就業時間は女性5.4時間、男性7.8時間であり、前回調査（平成10年9月）よりも平均就業日数が、女性0.5日増、男性0.2日増、平均就業時間は女性0.1時間増、男性0.3時間減となっている。

2)平均工賃月収額

家内労働者1人当たりの平均工賃額（必要経費を除く）は、女性は4万3,214円、男性は14万786円と前回調査（女性4万2,135円、男性16万2,323円）より女性は1,079円上昇しているが、男性は2万1,537円と大幅に低下した。1時間あたりの平均工賃額をみると、女性は473円、男性は823円であり、前回調査よりも男性は54円減、女性は12円減と男女とも減少している。
